

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構 定年制職員給与規程

平成13年4月2日13規程第9号

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成18年3月31日 18規程第46号。以下「定年制職員就業規則」という。）第1条第1項に規定する定年制職員（以下「定年制職員」という。）の給与は、定年制職員就業規則第35条に基づき、本規程の定めるところによる。

### (給与決定の原則)

第2条 給与は、定年制職員の職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて理事長が決定する。

### (給与体系)

第3条 定年制職員の給与の種類は、月給制及び年俸制とする。  
2 月給制の定年制職員の給与は、本給及び諸手当とする。  
3 年俸制の定年制職員の給与は、年俸本給、業績給及び諸手当とする。  
4 諸手当は、扶養手当、管理職手当、職制手当、地域手当、研究員調整手当、期末手当、勤勉手当、業績手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、法定休日勤務手当、退職金見合手当、特別貢献手当及び特命業務手当とする。

### (給与の支給)

第4条 給与は、法令により控除すべきもの及び職員の過半数を代表する者との協定によるものを除き、その全額を通貨で直接、又は定年制職員が指定する預金若しくは貯金の口座への振込みにより支払う。

### (給与の計算期間及び支給定日)

第5条 給与の計算期間及び支給定日は次の通りとする。  
(1) 給与の支給定日は、毎月17日とする。  
(2) 給与の支給定日が土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合にはその前日に、日曜日に当たる場合にはその前々日に支払う。ただし、その日が15日となる場合で、かつ、所定休日に当たるときは、18日に支払うこととする。  
(3) 時間外勤務手当及び法定休日勤務手当の計算期間は毎月1日から末日までとし、翌月の17日に支払う。  
(4) 新たに定年制職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降格等により給与額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた給与を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日定年制職員となったときは、その日の翌日から給与を支給する。  
(5) 定年制職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。  
(6) 定年制職員が死亡したときは、その月の末日まで給与を支給する。  
(7) 第4号又は第5号の規定により給与を支給する場合であって、月の途中で

の採用、退職、昇格、降格等のときは、その給与額は、その期間の現日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(非常時払い)

第6条 定年制職員が次の各号の一に該当し、かつ、請求があった場合には、前条に定める支給日以前であっても、その日までの勤務に対する給与を支給することができる。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) その他、理事長がやむを得ない事由があると認めるとき。

(給与の端数計算)

第7条 給与の端数計算は次のとおりとする。

- (1) 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。ただし、勤務1時間あたりの給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。
- (2) 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

(勤務1時間あたりの給与額)

第8条 勤務1時間あたりの給与額は、本給又は第10条第4項に定める年俸本給月額に第15条の2第2項に定める業績給月額を加えて得た額並びに地域手当及び研究員調整手当の月額(扶養手当、管理職手当及び職制手当に係るものを除く。)の合計額に12を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除した額とする。

(支給者の特例)

第9条 定年制職員が死亡した場合の給与等は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条又は第43条に規定する者に支給する。

## 第2章 給 与

### 第1節 本給及び年俸本給

(本給及び年俸本給)

第10条 本給及び年俸本給は定年制職員の担当する職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて国立研究開発法人物質・材料研究機構初任給、昇格、昇給等の取扱いに関する規則(平成13年6月28日 13規則第4号。以下「初任給、昇格、昇給等規則」という。)の定めるところにより決定する。

- 2 前項の本給は月額とし、次に掲げる本給表に定める級号俸により支給する。ただし、定年制職員就業規則第58条の2の規定により育児短時間勤務の承認を得た定年制職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の本給は、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務職員の級号俸の月額に当該育児短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

- (1) 事務職本給表(別表第1)
- (2) 月給制研究職本給表(別表第2)
- (3) エンジニア職本給表(別表第3)

- 3 年俸本給は年額とし、年俸制研究職本給表（別表第2の2）に定める級号俸とする。
- 4 年俸本給は、これを12で除して得た額（以下「年俸本給月額」という。）を毎月支給する。ただし、年俸制の育児短時間勤務職員の年俸本給月額は、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務職員の年俸本給月額に当該育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た額とする。

（初任給）

第11条 新たに採用された定年制職員の受ける本給及び年俸本給は、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより、職務の複雑、困難及び責任の度合、経験並びに資格を考慮して決定する。

（昇格及び昇給）

第12条 定年制職員の昇格は、その者の職務及び勤務成績等を考慮し、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより行う。

- 2 定年制職員の昇給は、次条で定める日に、前年度1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 3 前項の規定により定年制職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した定年制職員の昇給の号俸数を4号俸（事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が7級以上であるもの及び月給制研究職本給表、エンジニア職本給表又は年俸制研究職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級以上である定年制職員にあっては、3号俸）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより決定するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次条に定める日における年齢が満55歳以上の定年制職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給の号俸数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等規則に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 前各項及び次条から第15条までに規定するほか、昇給に関して必要な事項は、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところによる。

（昇給の時期）

第13条 定年制職員の昇給時期は、毎年7月1日とする。

（特別な場合の昇給）

第14条 前2条の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより特別に昇給を行うことができる。

- （1）業務成績の向上、能率増進、発明考案、表彰等により職務上特に功績があったとき。
- （2）研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- （3）相当の期間にわたり特に繁忙な業務に精励したとき。
- （4）機構の都合により退職するとき。

（特別昇給の時期）

第15条 前条に規定する特別な場合の昇給の時期は初任給、昇格、昇給等規則に定める時期とする。

第1節の2 業績給

(業績給)

第15条の2 業績給は、年額とし、当該定年制職員の業績等に基づいて理事長が決定する。

- 2 業績給は、前項又は次条の規定により決定した額を12で除して得た額（以下「業績給月額」という。）を毎月支給する。ただし、年俸制の育児短時間勤務職員の業績給月額は、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務職員の業績給月額に当該育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た額とする。

(業績給の改定)

第15条の3 業績給の改定は、業績評価等に基づき、原則として年1回、毎年7月1日に実施する。

- 2 業績給は、国家公務員の給与改定状況等社会情勢、機構の予算その他の事由により増又は減額することができる。

## 第2節 諸 手 当

(扶養手当)

第16条 扶養手当は、扶養親族のある定年制職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が9級以上であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が6級であるもの（以下「事務職9級以上職員等」という。）に対しては支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその定年制職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が8級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級であるもの（以下「事務職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに定年制職員となった者に扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級

以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は定年制職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その定年制職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は同条第 2 項第 3 号もしくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに定年制職員となった者に扶養親族（事務職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が定年制職員となった日、事務職 9 級以上職員等から事務職 9 級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職 9 級以上職員等以外の職員となった日、定年制職員に扶養親族（事務職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその定年制職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている定年制職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、事務職 9 級以上職員等以外の職員から事務職 9 級以上職員等となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている定年制職員の扶養親族（事務職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている定年制職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている定年制職員の扶養親族（事務職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合。
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 9 級以上職員等が事務職 9 級以上職員等以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある

事務職 8 級職員等が事務職 8 級職員等及び事務職 9 級以上職員等以外の職員となった場合

- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 9 級以上職員以外のものが事務職 9 級以上職員等となった場合
  - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8 級職員等及び事務職 9 級以上職員等以外のものが事務職 8 級職員等となった場合
  - (7) 定年制職員の扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

#### (管理職手当)

- 第 17 条 管理職手当は、事務職本給表の適用を受ける定年制職員のうち、審議役、部門長、室長及びこれらと同等とみなされる職にある定年制職員に対し、当該定年制職員の職務の級及び役職に係る別表第 4 に定める事務職役職区分表（以下「事務職役職区分表」という。）の区分欄に掲げる区分に応じ、別表第 5 に定める管理職手当表の金額欄に定める額及び管理職調整額を毎月支給する。
- 2 前項に規定する管理職調整額は、理事長が特命する業務を遂行するため、本務とする職以外の職を併任し、又は本務とする職以外の職に指名された定年制職員に対して、理事長が認めた場合に限り、支給することができる。
  - 3 管理職調整額は、当該定年制職員が併任し、又は指名された職における職務の内容及び責任の程度に応じ、理事長が定める額とする。
  - 4 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項については理事長が別に定める。

#### (職制手当)

- 第 17 条の 2 職制手当は、月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員に対し、毎月支給する。
- 2 職制手当の金額は、職制基本額に職制役職額及び職制調整額を加算した額とする。
  - 3 職制基本額の金額は、別表第 5 の 2 に定める職制基本額表の職務の級欄に掲げる職務の級に応じ、同表の金額欄に定める額とする。
  - 4 第 2 項に規定する職制役職額の加算は、別表第 6 に定める研究職・エンジニア職役職区分表（以下「研究職・エンジニア職役職区分表」という。）の役職欄に掲げる役職にある定年制職員に対して行う。
  - 5 職制役職額の金額は、当該定年制職員の役職に係る研究職・エンジニア職役職区分表の区分欄に掲げる区分に応じ、別表第 7 に定める職制役職額表の金額欄に定める額とする。
  - 6 前項の規定による職員のほか、国立研究開発法人物質・材料研究機構グループリーダー等に関する達（平成 29 年 1 月 19 日 29 規程第 30 号）に定めるチームリーダーの役職にある定年制職員に対して、職制役職額として毎月 6,500 円を支給する。
  - 7 第 2 項に規定する職制調整額の加算は、本務とする職以外の職を併任し、又は本務とする職以外の職に指名された定年制職員に対して行うことができる。
  - 8 職制調整額は、当該定年制職員が併任し、又は指名された職における職務の内容及び責任の程度に応じ、理事長が定める額とする。

- 9 研究職・エンジニア職役職区分表に定める役職にある定年制職員以外の定年制職員に支給する職制手当には、第25条に規定する時間外勤務手当の12時間相当分（午後10時から翌日の午前5時までの勤務を除く。）を含むものとする。
- 10 前各項に規定するもののほか、職制手当の支給に関し必要な事項については理事長が別に定める。

( )

### 第17条の3 削除

(地域手当)

- 第18条 地域手当は、定年制職員に対し、その定年制職員の本給又は年俸本給月額に9分の10を乗じて得た額（以下「みなし本給月額」という。）、扶養手当、管理職手当及び職制手当の月額合計額に、100分の16を乗じて得た額を毎月支給する。
- 2 年俸制の育児短時間勤務職員に係る前項の規定の適用については、同項中「年俸本給月額に9分の10を乗じて得た額（以下「みなし本給月額」という。）」とあるのは「年俸本給月額に9分の10を乗じて得た額（以下「みなし本給月額」という。）に算出率を乗じて得た額」とする。

(研究員調整手当)

- 第19条 研究員調整手当は、機構に勤務する定年制職員で月給制研究職本給表又は年俸制研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対し、本給又はみなし本給月額、扶養手当及び職制手当の月額合計額に100分の10を乗じて得た額を支給する。
- 2 研究員調整手当を支給される定年制職員のうち、前条の規定により地域手当を支給されることとなる定年制職員の当該地域手当の割合は、次の各号に掲げる区分に応じた割合とする。この場合において、当該割合が0となる定年制職員には、当該地域手当は支給しない。
    - (1) 100分の10を超える支給割合 当該支給割合から研究員調整手当の支給割合を減じた割合
    - (2) 100分の10以下の支給割合 100分の10から研究員調整手当の支給割合を減じた割合
  - 3 研究員調整手当には、裁量労働制適用者のみ、第25条第1項に規定する時間外勤務手当のうち、午後10時から翌日の午前5時までの勤務に対する手当の20時間相当分及び同項第6号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の所定休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分並びに第26条第1項第2号に規定する法定休日における勤務に代休を取得した場合に対する法定休日勤務手当の16時間30分相当分を含むものとする。
  - 4 年俸制の育児短時間勤務職員に係る第1項の規定の適用については、同項中「みなし本給月額」とあるのは「みなし本給月額に算出率を乗じて得た額」とする。

(期末手当)

- 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の2までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する定年制職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した定年制職員に対し、それぞれ国立研究開発法人物質・材料研究機構期末手当・勤勉手当支給細則（平成13

年6月28日 13細則第18号。以下「期末手当・勤勉手当支給細則」という。)第19条に定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(第5項各号の規定の適用を受ける定年制職員(以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 6箇月 100分の100
  - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した定年制職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。)において定年制職員が受けるべき本給(育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額)又はみなし本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 4 次表の定年制職員欄に定める定年制職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額(育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額)又はみなし本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に次表の定年制職員欄の区分に対応する加算割合欄に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。



本給表	定年制職員	加算割合
事務職本給表	職務の級10級、9級及び8級の定年制職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の定年制職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の定年制職員	100分の10
	職務の級3級の定年制職員	100分の5
月給制研究職本給表 年俸制研究職本給表	職務の級6級の定年制職員	100分の20
	職務の級5級の定年制職員	100分の15 (ただし、次項に定める定年制職員にあっては、100分の20)
	職務の級4級及び3級の定年制職員	100分の10
	職務の級2級の定年制職員(別に定める定年制職員に限る。)	100分の5
エンジニア職本給表	職務の級6級の定年制職員	100分の20
	職務の級5級の定年制職員	100分の15 (ただし、次項に定める定年制職員にあっては、100分の20)
	職務の級4級及び3級の定年制職員	100分の10
	職務の級2級の定年制職員(別に定める定年制職員に限る。)	100分の5

- 5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務にある定年制職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額(育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額)又はみなし本給月額に乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- (1) 事務職役職区分表に定める一種の役職又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める幹部職の役職にある定年制職員  
100分の25
  - (2) 事務職役職区分表に定める二種の役職又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める基幹職の役職にある定年制職員  
100分の15
- 6 前5項に規定するほか、期末手当の支給に関して必要な事項については期末手当・勤勉手当支給細則の定めるところによる。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、事務職本給表の適用を受ける定年制職員のうち、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する定年制職員及びこれらの基準日前1月以内に退職

- し、又は死亡した定年制職員に対し、前年度におけるその者の勤務成績等に応じて理事長が定めるところにより、それぞれ期末手当・勤勉手当支給細則第19条に定める日に支給する。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末手当・勤勉手当支給細則第13条に定める割合を乗じて得た額とする。
  - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において定年制職員が受けるべき本給月額（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
  - 4 勤勉手当の額は、第2項の勤勉手当基礎額にそれぞれの基準日現在（退職し、または死亡した定年制職員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において定年制職員が受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
  - 5 前条第4項及び第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第21条第3項」と読み替えるものとする。
  - 6 前5項に規定するほか、勤勉手当の支給に関して必要な事項については期末手当・勤勉手当支給細則の定めるところによる。

（業績手当）

- 第21条の2 業績手当は、月給制研究職本給表、エンジニア職本給表又は年俸制研究職本給表の適用を受ける定年制職員のうち、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する定年制職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した定年制職員に対し、それぞれ国立研究開発法人物質・材料研究機構業績手当支給細則（平成15年3月25日 15細則第3号。以下「業績手当支給細則」という。）第11条に定める日に支給する。
- 2 業績手当の額は、業績手当基礎額に100分の92.5（特定管理職員にあっては100分の102.5）を乗じて得た額に、前年の個人業績等に応じて理事長が定める額を加算した額とする。ただし、評価対象期間の初日以降に機構の定年制職員となった者については、評価を受ける期間が短いこと等による個人業績結果の不利が予想されるため、当該定年制職員に支給する業績手当の額は、業績手当基礎額に100分の92.5を乗じて得た額に、業績手当基礎額に100分の10を乗じて得た額を加算した額（特定管理職員にあっては業績手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額に、業績手当基礎額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）と、個人業績に応じて計算した額のうち、高い額を適用する。
  - 3 前項の業績手当基礎額は、それぞれの基準日現在において定年制職員が受けるべき本給月額（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）又はみなし本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
  - 4 業績手当の額は、第2項の業績手当基礎額にそれぞれの基準日現在において定年制職員が受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
  - 5 前条第4項及び第5項の規定は、第2項の業績手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第21条の2第3項」と読み替えるものとする。
  - 6 前5項に規定するほか、業績手当の支給に関して必要な事項については業績手

当支給細則の定めるところによる。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次に掲げる定年制職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする定年制職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員以外の定年制職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる定年制職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（ただし、機構、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする定年制職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員以外の定年制職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる定年制職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする定年制職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員以外の定年制職員であつて交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる定年制職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる定年制職員  
支給単位期間につき、第5項第1号の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第7項各号に定めるところにより算出する。以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前項第2号に掲げる定年制職員  
次に掲げる定年制職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
    - イ 自動車等の使用距離（以下この号及び次号において「使用距離」という。）が片道5km未満である定年制職員  
2,000円
    - ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である定年制職員  
4,200円
    - ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である定年制職員  
7,100円
    - ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である定年制職員  
10,000円
    - ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である定年制職員

12, 900円

へ 使用距離が片道25km以上30km未満である定年制職員

15, 800円

ト 使用距離が片道30km以上35km未満である定年制職員

18, 700円

チ 使用距離が片道35km以上40km未満である定年制職員

21, 600円

リ 使用距離が片道40km以上45km未満である定年制職員

24, 400円

ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である定年制職員

26, 200円

ル 使用距離が片道50km以上55km未満である定年制職員

28, 000円

ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である定年制職員

29, 800円

ワ 使用距離が片道60km以上である定年制職員

31, 600円

(3) 前項第3号に掲げる定年制職員

次に掲げる定年制職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離が片道2km以上である定年制職員及び自動車等の使用距離が片道2km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員 前2号に定める額(第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ロ 1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)以外の交通機関等をいう。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下同じ。)が前号に定める額以上である定年制職員(イに掲げる定年制職員を除く。) 第1号に定める額

ハ 1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である定年制職員(イに掲げる定年制職員を除く。) 前号に定める額

- 3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった定年制職員で交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる定年制職員で、当該異動又は事業所移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると理事長が認めるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、第5項第2号の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、

当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 前項の規定は、国の機関、地方公共団体、機構以外の国立研究開発法人、国立大学法人その他理事長が認める機関の職員であった者から引き続き定年制職員として採用された者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる定年制職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると理事長が認めるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が認める定年制職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される定年制職員との権衡上必要があると理事長が認める定年制職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当の額の算出の基準は、次に掲げるものとする。
  - (1) 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。
  - (2) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通常の経路及び方法により算出するものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として、次の各号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）とする。
  - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等  
当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
  - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等  
1箇月
- 7 第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
  - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
  - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる

- 普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額
- 8 2以上の交通機関等を利用し、かつ支給限度額を超える場合の通勤手当はの支給単位期間は、当該通勤手当の区分に応じ、次の各号に定める期間とする。
- (1) 定年制職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして、第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当  
その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 定年制職員が、第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当  
その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (3) 定年制職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当  
その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- 9 通勤手当の支給は、定年制職員に新たに第1項の要件が具備されるに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。また、通勤手当を受けている定年制職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。
- 10 第1項の定年制職員が、次の各号に掲げる事由に該当するときは、その支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。
- (1) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- (2) 国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号）の適用を受けるキャリア形成職員であった者が引き続き定年制職員となった場合において、キャリア形成職員給与規程（平成20年3月31日 20規程第17号）第22条第6項の規定により既にその支給単位期間に係る通勤手当を支給されている場合
- 11 次の各号に掲げる定年制職員のうち、育児短時間勤務その他の事由により、支給単位期間の1箇月当たりの通勤所要回数平均が10回に満たない定年制職員の当該支給単位期間に係る通勤手当は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 第1項第2号及び第3号に掲げる定年制職員 第2項第2号のイからワまでに定める額の100分の50
- (2) 第1項第3号に掲げる定年制職員 前号の規定を適用して算出した場合における第2項第3号のイからハまでに定める額
- 12 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される定年制職員について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該定年制職員に、支給単位期間のうち当該事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとする。
- (1) 退職した場合又は第1項の要件を欠くに至った場合。ただし、退職後に引き続きキャリア形成職員となった場合を除く。
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 定年制職員が、月の途中において定年制職員就業規則第43条の規定により休職にされ、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員育児休

業、育児短時間勤務、介護休業等に関する規程（平成18年3月31日18規程第8号。以下「定年制職員育児・介護休業規程」という。）第5条の規定により育児休業をし、国立研究開発法人物質・材料研究機構配偶者同行休業規程（令和6年8月21日2024規程第44号。以下「配偶者同行休業規程」という。）第3条の規定により配偶者同行休業をし、国立研究開発法人物質・材料研究機構自己啓発等休業規程（令和6年8月21日2024規程第45号。以下「自己啓発等休業規程」という。）第4条の規定により自己啓発等休業をし、又は定年制職員就業規則第71条第1項の規定により出勤停止の処分を受けた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる場合

- (4) 定年制職員が、通勤手当の支給を受けた後、第10項第1号の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

1.3 普通交通機関等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第2項第3号イに掲げる定年制職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、次のイからニまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 第12項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）

ロ 第12項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月

ハ 第12項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月

ニ 第12項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月

（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の途中までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月）

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻相当金額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 第8項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数（以下この号において「残月数」という。）を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等につ

いての払戻金相当額及び次に掲げる額の合計額（第8項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあっては①及び②に掲げる額の合計額）のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

① 第8項第1号又は第2号に定める期間（以下この号において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額

② 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額に残月数を乗じて得た額

③ 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額

1.4 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であった場合 第12項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第12項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 第8項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数（以下この号において「残月数」という。）を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び次に掲げる額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

① 第8項第3号に定める期間（以下この号において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものに係る特別料金等2分の1相当額

② 最長支給単位期間において使用されるべき新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分に係る特別料金等2分の1相当額に残月数を乗じて得た額

1.5 理事長は、定年制職員に前3項に定める額を返納させる場合は、返納に係る通勤手当が支給された日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くことができる。ただし、当該通勤手当の額がこの項に定める額に満たない場合は、通勤手当その他の給与から一時に差し引くことができるものとする



- る。
- 1 6 理事長は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったこと等により、その通勤の実情から第2項から第7項までに規定する通勤手当の額を上回る額を支給することが適当と認められる場合は、同各項の規定にかかわらず、通勤手当の月額を増額させ、運賃等の全額までを支給することができる。
  - 1 7 理事長は、月の中途において新たに定年制職員となった者又は事業所を異にする異動若しくは在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなった定年制職員については、第9項の規定にかかわらず、当該新たに定年制職員となった日又は当該異動の発令日（以下「採用の日等」という。）からその日の属する月の末日までに係る通勤手当の額を第5条第1項第7号の規定を準用して算定し、採用の日等の属する月の翌月の給与の支給定日に支給することができる。この場合における交通機関等に係る通勤手当算出の基礎額は第6項の規定にかかわらず1箇月を支給単位とする回数乗車券等の額とし、又は自動車等に係る通勤手当算出の基礎額は自動車等に係る1箇月当たりの通勤手当の額を通勤21回分で除して得た額とする。
  - 1 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

#### （住居手当）

第23条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する定年制職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている定年制職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）に基づく有料宿舎を貸与され、使用料を払っている定年制職員及びこれに準ずると理事長が認める定年制職員を除く。）
  - (2) 第24条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される定年制職員で、配偶者（配偶者のない定年制職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が居住するための住宅（国家公務員宿舎法に基づく有料宿舎及びこれに準ずると理事長が認める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている定年制職員
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる定年制職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する定年制職員については、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる定年制職員  
次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）  
イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている定年制職員  
家賃の月額から16,000円を控除した額  
ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている定年制職員  
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる定年制職員  
第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については別

に定める。

(単身赴任手当)

- 第24条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が認めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった定年制職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする定年制職員（異動の事情等を考慮して理事長が認める定年制職員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000（最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算定した定年制職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100km以上である定年制職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
  - 3 国の機関、地方公共団体、機構以外の独立行政法人、国立大学法人その他理事長が認める機関の職員であったものから引き続き定年制職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が認めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった定年制職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする定年制職員（採用の事情等を考慮して理事長が認める定年制職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される定年制職員との権衡上必要があると理事長が認める定年制職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

(時間外勤務手当)

- 第25条 時間外勤務手当は、定年制職員就業規則第16条の規定により、所定労働時間を超えて、又は法定休日以外の所定休日に勤務を命ぜられて勤務した定年制職員（事務職役職区分表又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める役職にある者を除く。）に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合（育児短時間勤務職員が第1号に掲げる勤務をした場合は、1日の勤務時間が7時間45分に達するまでは100分の100）を乗じて得た額を支給する。
- (1) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務の合計が1月（毎月1日を起算日とする。以下この条において同じ。）につき45時間以内における勤務  
100分の125
  - (2) 法定休日以外の所定休日における勤務（第3号から第6号までのいずれかの勤務に該当する場合を除く。）  
100分の125
  - (3) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が1月につき45時間を超え60時間以内における勤務

- 100分の125
- (4) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が1月につき60時間を超える勤務  
100分の150
- (5) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が1年（毎年4月1日を起算日とする。）につき360時間を超える勤務  
100分の125
- (6) 代休を取得して行う法定休日以外の所定休日における勤務  
100分の25
- (7) 午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務  
100分の25
- 2 前項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、事務職役職区分表又は研究職・エンジニア職役職区分表にある定年制職員であって、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した者に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第3項に定める労使協定を締結した場合であって、定年制職員から申し出があった場合には、第1項第4号の時間外勤務手当の支払いに代え、第1項第1号又は第2号の時間外勤務手当を支払うこととし、あわせて代替休暇を付与する。その他、代替休暇の付与については、定年制職員就業規則第30条及び労使協定の定めるところによる。

（法定休日勤務手当）

第26条 法定休日勤務手当は、定年制職員就業規則第16条の規定により、法定休日に勤務を命ぜられて勤務した定年制職員に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を法定休日勤務手当として支給する。

- (1) 法定休日における勤務 100分の135
- (2) 法定休日における勤務に代休を取得した場合 100分の35

（退職金見合手当）

第27条 退職金見合手当は、定年制職員退職手当規程（平成18年3月31日18規程第7号）により算出した退職金を基礎として算出した別に定める額を支給する。

（特別貢献手当）

第27条の2 特別貢献手当は、機構に顕著な貢献があると理事長が認める定年制職員に対し、支給する。

- 2 特別貢献手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

（特命業務手当）

第27条の3 特命業務手当は、一定期間理事長の特命により業務を担当する定年制職員に対し、理事長が認めた場合に限り、その業務を行っている期間、毎月支給する。

- 2 特命業務手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

### 第3章 欠勤及び休職期間中の取扱

(休職者の給与)

- 第28条 定年制職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職期間中は給与の全額を支給する。
- 2 定年制職員が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
  - 3 定年制職員が前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
  - 4 定年制職員が刑事事件で起訴されて休職にされたときは、その休職期間中、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び退職金見合手当の100分の60以内を支給することができる。
  - 5 定年制職員が定年制職員就業規則第43条第1項第3号、第4号、第5号、第6号又は第9号に該当し、休職にされたときは、理事長の定めるところにより、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当の100分の100以内を支給することができる。
  - 6 定年制職員が休職にされた場合には、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(欠勤者の給与)

- 第29条 給与計算期間における所定労働時間の一部又は全部を正当な理由なく、かつ、機構の承認を得ずに欠勤・遅刻・早退・私用外出その他の事由により勤務しなかったときは、勤務しない1時間につき、第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 勤務しなかった時間数の算定は、1箇月ごとに合計し、これに30分未満の端数を生じたときは切捨てる。
  - 3 前2項の控除計算の対象となる給与項目は、本給、地域手当及び研究員調整手当とする。

(派遣職員の給与)

- 第30条 定年制職員就業規則第43条第1項第8号の規定により派遣された定年制職員（以下「派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、100分の70を超え100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。
- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、派遣先の勤務に対して支給される報酬額が高い等の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不相当であると認められるときは、同項本文の規定にかかわらず、当該派遣職員に給与のそれぞれ100分の70未満を支給すること又は給与をしないことができる。

- 3 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、当該派遣職員には給与を支給しない。
- 4 第4条の規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定による給与は、あらかじめ派遣職員の指定する者に支払うことができる。
- 5 派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の定年制職員との権衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。なお、その派遣期間中に退職する場合においても同様とする。

(育児休業者等及び勤務時間の短縮時の給与)

- 第31条 定年制職員育児・介護休業規程第5条の規定により育児休業をしている定年制職員又は同規程第13条の規定により出生時育児休業をしている定年制職員に対する育児休業期間中又は出生時育児休業期間中の給与は支給しない。ただし、定年制職員育児・介護休業規程20条の規定により就業する場合は、就業した日数・時間分の給与は支給する。
- 2 定年制職員が定年制職員育児・介護休業規程第35条第1項第1号に規定する育児のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。
  - 3 前2項に規定するほか、育児休業及び育児のための勤務時間の短縮をしている定年制職員の給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。

(介護休業者及び勤務時間の短縮時の給与)

- 第32条 定年制職員育児・介護休業規程第27条の規定により介護休業をしている定年制職員に対する介護休業期間中の給与は支給しない。
- 2 定年制職員が定年制職員育児・介護休業規程第35条第1項第2号に規定する介護のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。
  - 3 前2項に規定するほか、介護休業及び介護のための勤務時間の短縮をしている定年制職員の給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。

(配偶者同行休業者の給与)

- 第32条の2 配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をしている定年制職員に対する配偶者同行休業期間中の給与は支給しない。
- 2 前項に規定するほか、配偶者同行休業をしている定年制職員の給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。

(自己啓発等休業者の給与)

- 第32条の3 自己啓発等休業規程第4条の規定により自己啓発等休業をしている定年制職員に対する自己啓発等休業期間中の給与は支給しない。
- 2 前項に規定するほか、自己啓発等休業をしている定年制職員の給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。

(専従許可における給与の取り扱い)

- 第33条 定年制職員が定年制職員就業規則第75条及び第76条の規定により、労働組

合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

- 2 前項の許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算する。

(短従許可における給与の取り扱い)

第34条 定年制職員が定年制職員就業規則第77条の規定により、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 前項の許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(本給の半減)

第35条 月給制の定年制職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(ただし、病気休暇又は就業禁止の措置が結核性疾患による場合にあっては、1年。)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

- 2 前項の就業禁止の措置は、次に掲げるものとする。
  - (1) 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他者に感染のおそれが高いと認められるもの
- 3 第1項の引き続き勤務しない期間には、所定休日その他の当該療養期間中の病気休暇又は就業禁止の措置(以下「病気休暇等」という。)の日以外の勤務を要しない日が含まれるものとする。
- 4 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いてある場合においては、次項に規定する場合を除き、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日(当該他の負傷又は疾病による病気休暇等が結核性疾患による場合にあっては、1年。)を経過した後の病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。
- 5 病気休暇等の開始の日から起算して90日を経過した後1年を経過するまでの間に結核性疾患が治癒し、結核性疾患以外の疾患又は負傷(以下「非結核性疾患等」という。)による病気休暇等が引き続いてある場合においては、当該非結核性疾患等による病気休暇等により勤務を欠くこととなった日以後の病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。
- 6 月又は月の中途において本給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき本給の半額が減ぜられる場合における本給は、当該給与期間の現日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 7 前各項の規定は、年俸制の定年制職員について準用する。この場合において、第1項、第4項及び第5項中「本給の半額を減ずる」とあるのは「年俸本給月額及び業績給月額のそれぞれ半額及びみなし本給月額を半額に減じたものとして算出した諸手当を支給する」と、前項中「本給の半額が減ぜられる」とあるのは「年俸本給月額及び業績給月額のそれぞれ半額及びみなし本給月額を半額に減じたものとして算出した諸手当を支給される」と、「本給は」とある

のは「年俸本給月額、業績給月額及びみなし本給月額は」と読み替えるものとする。

(勤務時間内兼業時の給与)

第36条 定年制職員が国立研究開発法人物質・材料研究機構兼業等規程（平成18年3月28日 18規程第10号）に規定する勤務時間内役員兼業及び勤務時間内一般兼業を行った場合の給与は、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

附 則

(施行期日等)

1. この規則は平成13年4月2日より施行し、平成13年4月1日から適用する。

(組合活動により勤務しなかった期間の給与控除)

2. 職員が組合に専ら従事している期間の給与は支給しない。

3. 争議、その他の労働組合活動により、所定勤務時間内、その他の勤務すべき時間の全部又は一部につき、勤務しなかった時間があるときは、その勤務しなかった時間に応じて給与を減額する。

4. 前項の控除額の計算方法及び控除計算の対象となる給与項目の範囲については、第29条の規定を準用する。

(経過措置)

5. 適用日の前日に、一般職の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の行政職（一）俸給表若しくは研究職俸給表の適用を受ける職員においては、適用日以降も引き続き各俸給表の適用を受けることとした場合に得られる級号俸及び次期昇給期を、事務職本給表、研究職本給表に当てはめて用いることとする。また、諸手当については、適用日の前日に認定されていた届出については、適用日以降も引き続き適用を受けることとして、本給与規程に基づき取り扱うこととする。

6. 適用日の前日に調整手当の異動保障の適用を受ける職員においては、第18条の規定にかかわらず、当該異動保障を受けることとなった日から3年を経過するまでの間は、給与法第11条の7に基づき調整手当の異動保障を適用することとする。

7. 適用日の前日に暫定筑波研究学園都市移転手当の適用を受ける職員において、適用日以降に調整手当又は研究員調整手当の適用を受けるものとした場合と比較して、暫定筑波研究学園都市移転手当の適用を受けるものとした場合が有利なときは、人事院規則9-103（暫定筑波研究学園都市移転手当）に基づき暫定筑波研究学園都市移転手当を支給することとする。

8. 適用日の前日に特別移転官署に在勤する職員として調整手当の特例の適用を受ける職員において、適用日以降に調整手当の適用を受けるものとした場合と比較して、引き続き特別移転官署に在勤する職員として調整手当の特例の適用を受けるものとした場合が有利なときは、給与法第11条の6に基づき調整手当を支給することとする。

9. 適用日の前日に国家公務員であった者（人事交流により公庫、公団、事業団等に出向していた者を含む。）の、第20条に規定する期末手当及び第21条に規定する勤勉手当の在職期間における割合については、引き続き在職していたものとして取り扱うこととする。

10. 適用日の前日に国家公務員であった者（人事交流により公庫、公団、事

業団等に出向していた者を含む。)のうち、平成13年4月1日現在(以下、基準日という。)において、55才を越えている者(誕生日が昭和21年4月1日以前の者)は、第12条第3項の規定にかかわらず引き続き昇給できることとする。ただし、56才に達した日後の最初の昇給にあつては18月、その後の昇給は24月とし、58才に達した日後の昇給は行わないこととする。また、基準日において52才を越え55才を越えていない者(誕生日が昭和21年4月2日から昭和24年4月1日までの者)は、第12条第3項の規定にかかわらず55才に達した日後も1回に限り昇給させることができることとする。

11. 職員の給与に関することはこの規程に定めるもののほか、当分の間は一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則等に準拠し取り扱うこととする。

附 則(平成13年6月28日 13規程第61号)

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成13年10月4日 13規程第66号)

この規程は、平成13年10月15日から施行する。

附 則(平成14年3月28日 14規程第6号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月23日 14規程第31号)

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成14年9月17日 14規程第41号)

1. この規程は、平成14年10月1日から施行する。

2. 施行日以降第17条の2の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において第17条第1項第1号及び第2号の適用を受けていた職員は、特に定める場合を除き平成14年度中においては引き続き20条第6項各号の適用を受けることとする。

附 則(平成14年11月21日 14規程第46号)

1. この規程は、平成14年12月1日から施行する。

2. この規程の施行日(以下「施行日」という。)の前日に、各本給表において職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額は、初任給、昇給、昇格の取扱いに関する規則第30条の規定に基づき理事長が定める。

(平成14年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3. 平成14年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額(第2号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成14年12月1日(第20条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、退職または死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続き在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続き在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち本給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「本給等」という。)の



額の合計額

(2) 継続在職期間について、改正後の職員給与規程の規定による本給月額（継続在職期間において附則第2項に掲げる本給月額を受けていた期間がある職員にあっては、理事長が定める本給月額）及び扶養手当の額により算定される本給等の額の合計額

4. 前項に規定するもののほか、平成14年12月に支給する期末手当の調整に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則（平成15年3月25日 15規程第9号）

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2. 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の第20条第2項の規定の適用については、規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

3. 施行日の前日に第17条の適用を受ける職員が、施行日以降第17条の2の適用を受けることとなった場合に、施行日以降に受ける支給割合が施行日の前日に受けていた支給割合より下がることとなる職員については、第17条の2の規定にかかわらず支給割合を別に定めることができるものとする。

附 則（平成15年11月13日 15規程第31号）

1. この規程は、平成15年11月13日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

2. この規程の適用日（以下「適用日」という。）の前日に、各本給表において職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の適用日における本給月額は、初任給、昇給、昇格の取扱いに関する規則第30条の規定に基づき理事長が定める。

3. 平成15年12月に支給する期末手当に関する改正後の第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と、「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、「100分の75を乗じて得た額」とあるのは「100分の65を乗じて得た額」とする。

4. 平成15年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、当該期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から適用日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当（第17条の2第1項第7号に規定する職員に支給するものを除く。）、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当基礎額の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月1日から適用日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から適用日の前日までの間において本給を支給しないこととされていた期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当又は業績手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成16年2月25日 16規程第3号）

(施行日)

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替)

2. 研究職本給表及び事務職本給表の適用を受けている職員が、施行日以降においてエンジニア職本給表の適用を受けることとなった際の級の切替については、次の表による。

エンジニア職本給表	研究職本給表	事務職本給表
5級	5級	10級、11級
4級	4級	8級、9級
3級	3級	6級、7級
2級	2級	4級、5級
1級	1級	1級、2級、3級

号俸の切替については、同じ額の本給月額番号の号俸に切り替える。ただし、同じ額の本給月額がない場合には、その直近上位の本給月額番号の号俸に切り替える。

(エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の昇給)

3. エンジニア職本給表の適用を受けることとなった職員の昇給は、切替前の号俸を引き続き受けているものとして取り扱うこととする。

(エンジニア職本給表への切替に係る研究員調整手当の経過措置)

4. 切替日の前日において研究員調整手当の適用を受ける職員については、平成16年4月1日から起算して5年を経過するまでの間は、引き続き第19条の規定を準用し、研究員調整手当に相当する額を調整手当として支給することとする。

(勤勉手当の支給に係る経過措置)

5. 平成16年度における改正後の第21条第1項の規定による6月1日を基準日とする勤勉手当の支給については、なお従前の例による。

(エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の業績手当の支給に係る経過措置)

6. エンジニア職本給表の適用を受けることとなった職員の切替日の属する年度における業績手当の額については、第21条の2第2項の規定に関わらず、業績手当基礎額に100分の70を乗じて得た額とする。ただし、研究職本給表の適用を受ける職員がエンジニア職本給表の適用を受けることとなった場合であって、第21条の2第2項による前年の個人業績を勘案した業績手当の額が業績手当基礎額に100分の70を乗じて得た額を超える場合には、前年の個人業績を勘案した業績手当の額とする。

附 則 (平成16年3月30日 16規程第8号)

(施行日)

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(調整手当の異動補償に係る経過措置)

2. この規程の施行日の前日において改正前の規程第18条第2項の適用を受ける職員に対する改正後の規程第18条第2項の規定の適用については、同項中「場合(これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「か

ら2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「当該異動の日から1年を経過する」及び第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則（平成16年4月28日 16規程第17号）

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成17年1月9日 17規程第26号）

1. この規程は、平成17年12月1日から施行する。

2. この規程の適用日（以下「適用日」という。）の前日に、各本給表において職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の適用日における本給月額は、初任給、昇給、昇格の取扱いに関する規則第30条の規定に基づき理事長が定める。

3. 平成17年12月に支給する業績手当に関する改正後の第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の62.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の72.5」とあるのは「100分の75」とする。

4. 平成17年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、当該期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から適用日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当（第17条の2第1項第7号に規定する職員に支給するものを除く。）、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月1日から適用日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から適用日の前日までの間において本給を支給しないこととされていた期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当又は業績手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の業績手当の支給に係る経過措置）

5. エンジニア職本給表の適用を受けることとなった職員の切替日の属する年度における業績手当の額については、第21条の2第2項の規定に関わらず、業績手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額とする。ただし、研究職本給表の適用を受ける職員がエンジニア職本給表の適用を受けることとなった場合であつて、第21条の2第2項による前年の個人業績を勘案した業績手当の額が業績手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額を超える場合には、前年の個人業績を勘案した業績手当の額とする。

平成17年12月に支給する業績手当に関する上記経過措置については、前項中「100分の72.5」とあるのは「100分の75」とする。

附 則（平成18年3月31日 18規程第2号）

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

2. 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職

する定年制職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

3. 前項により新級が定められている定年制職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、その者の切替日の前日における号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（55歳を超える職員にあっては、0月とみなす。またこの規定の施行日の前日において、職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）の適用により、55歳を超えることにより次期昇給が停止となっていた職員にあっては、0月とみなす。）（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。ただし、切り替え後は55歳を超える職員であっても新号俸を受ける期間として数えることとする。

4. 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える本給月額の切替え）

5. 切替日の前日において事務職本給表、研究職本給表及びエンジニア職本給表に定める定年制職員の職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた定年制職員の新号俸は、新級、切替日の前日に受けていた本給月額及び経過期間に応じて附則別表第4に定める号俸とする。同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、定められた職務の級に対応する号俸とする。

（本給の切替えに伴う経過期間）

6. 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける定年制職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる定年制職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

7. 切替日において、エンジニア職本給表へ切替えを行った定年制職員において、その者の受ける本給月額が切替日の前日において受けていた本給月額に達しないこととなる定年制職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

8. 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して、前2項の規定による本給を支給される職員と権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

（諸手当の経過措置）

9. この規定の施行日の前日において、職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）の適用を受けていた職員の諸手当について、施行日の前日までに認定されていた届出については、施行日以降も引き続き適用を受けることとして取り扱う。

10. この規定の施行日の前日において、職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）第18条第2項の適用を受けていた職員の調整手当については、施行日以降も引き続き本定年制職員給与規程第18条第2項の適用を受けることとして取り扱う。

（平成22年3月31日までの間における地域手当の適用に関する特例）

11. 平成22年3月31日までの間における次の表に左欄に掲げる地域手当の適用については、これらの規程中同表に中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第1項	100分の18	100分の18を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合
	100分の12	100分の12を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合

(休職者の給与)

12. この規程の施行日の前日に定年制職員就業規則第40条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員が、引き続き施行日以降も休職となった場合の第28条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

#### 附則別表第1 職務の級の切替表

附則別表第2 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員以外の号俸の切替表

- イ 事務職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸
- ロ 研究職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸
- ハ エンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸

附則別表第3 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員の号俸の切替表

- イ 旧級が事務職本給表の11級である定年制職員の新号俸
- ロ 旧級が研究職本給表の5級である定年制職員の新号俸
- ハ 旧級がエンジニア職本給表の5級である定年制職員の新号俸

附則別表第4 職務の級の最高の号俸を超える本給月額を受ける定年制職員の  
本給月額の切替え

- イ 旧級が事務職本給表のうち、11級以外である定年制職員の新号俸
- ロ 旧級が事務職本給表の11級である定年制職員の新号俸
- ハ 旧級が研究職本給表のうち、5級以外である定年制職員の新号俸
- ニ 旧級が研究職本給表の5級である定年制職員の新号俸
- ホ 旧級がエンジニア職本給表のうち、5級以外である定年制職員の新号俸
- ヘ 旧級がエンジニア職本給表の5級である定年制職員の新号俸

(エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替)

13. 研究職本給表及び事務職本給表の適用を受けている職員が、施行日以降においてエンジニア職本給表の適用を受けることとなった際の級の切替については、次の表による。

エンジニア職本給表	研究職本給表	事務職本給表
6級	6級	10級
5級	5級	8級、9級
4級	4級	6級、7級
3級	3級	4級、5級
2級	2級	3級
1級	1級	1級、2級

号俸の切替については、同じ額の本給月額の手俸に切り替える。ただし、同じ額の本給月額がない場合には、その直近上位の本給月額の手俸に切り替える。

(若手任期付研究職及び招聘型任期付研究職の経過措置)

14. 適用日の前日に、職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）の若手任期付研究職本給表若しくは招聘型任期付研究職本給表の適用を受けていた職員が、独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則附則第7条により定年制職員に準ずるとみなされた場合においては、適用日以降も引き続き各本給表の適用を受けることとした場合に得られる号俸に当てはめて用いることとする。また、諸手当については、適用日の前日に認定されていた届出については、適用日以降も引き続き適用を受けることとして、本定年制職員給与規程に基づき取り扱うこととする。

#### 若手任期付研究職本給表

号俸	俸給月額
1	円 336,000
2	375,000
3	405,000

#### 招聘型任期付研究職本給表

号俸	俸給月額
1	円 408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868,000

15. 任期付特例法に基づき採用された職員については、原則として昇給は行わない。

16. 第17条の2（若手任期付研究職本給表の適用を受ける職員に限る）、第18条、第19条、第20条（支給する割合については次項による）、第22条、第24条、第26条は定年制職員に準じて取り扱うこととする。

17. 第20条第2項については、若手任期付研究職本給表及び招聘型任期付

研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する適用については、「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

18. 第20条第4項の準用については、以下の通り取り扱うこととする。

若手任期付 研究職本給表	すべての定年制職員	100分の5
招聘型任期付 研究職本給表	5号俸以上の本給月額を受ける定年制職員	100分の20
	4号俸及び3号俸の本給月額を受ける定年制職員	100分の15
	2号俸及び1号俸の本給月額を受ける定年制職員	100分の10

19. 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務にある職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額に乗じて得た額を加算した額を第20条第2項の期末手当基礎額とする。

(1) 招聘型任期付研究職本給表6号俸以上の本給月額を受ける職員

100分の25

(2) 招聘型任期付研究職本給表5号俸及び4号俸の本給月額を受ける職員

100分の15

20. 任期付特例法に基づき採用された定年制職員のうち、採用時に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績を挙げた定年制職員に任期付研究員業績手当を支給する。

21. 前項に規定するもののほか、任期付研究員業績手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

附 則（平成18年7月18日 18規程第78号）

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年10月2日 18規程第95号）

1. この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

2. （エンジニア職本給表への切替に係る研究員調整手当の経過措置）平成18年4月1日の切替日の前日において研究員調整手当の適用を受ける職員については、平成16年4月1日から起算して5年を経過するまでの間は、引き続き第19条の規定を準用し、研究員調整手当に相当する額を支給することとし、当該研究員調整手当経過措置額には、裁量労働制適用者のみ、第25条に規定する時間外勤務手当等のうち、代休を取得した場合の法定休日における勤務に対する手当の17時間相当分、深夜勤務に対する手当20時間相当分、及び代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の17時間相当分を含むものとする。

附 則（平成18年12月4日 18規程第98号）

この規程は、平成18年12月4日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日 19規程第24号）

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日までの間における地域手当の適用に関する特例の改正)

2. 第18条の適用に関して、平成18年3月31日 18規程第2号附則第11項については、次表のとおり変更し、平成22年3月31日までの間における地域手当の適用について、これらの規程中同表に中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条 100分の12 100分の12を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合

(地域手当の東京在勤者における経過措置)

3. 第18条の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において、改正前独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第18条第1項第1号の適用を受ける定年制職員については、改正前独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第18条第1項第1号に指定する地区に施行日の前日から引き続き在勤する場合に限り、その在勤期間中において、改正前独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第18条第1項第1号に規定する支給率を引き続き適用するものとする。

(異動保障の経過措置)

4. 改正日の前日に第18条第2項の適用を受ける定年制職員を含め、その職員の行政機関任命権者と理事長の要請に応じて、行政機関の職員が定年制職員となった場合において、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3の地域手当について、その在勤する支給地域を異にして異動した場合(これらの定年制職員等が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動の直後の支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた支給地域の支給割合(以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該定年制職員には、第18条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、本給、扶養手当、管理職手当、能力手当及び職能手当の月額合計額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過するまでの期間 異動前の支給割合(異動割合の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号について同じ。)

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

附 則 (平成19年5月8日 19規程第32号)

この規程は、平成19年5月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年11月5日 19規程第64号)

この規程は、平成19年11月5日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年2月18日 20規程第8号)

この規程は、平成20年2月18日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年2月18日 20規程第9号)

この規程は、平成20年2月18日から施行する。



附 則（平成20年3月3日 20規程第12号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成20年3月3日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、本給その他諸手当の遡及については、施行日に在籍する定年制職員及び適用日から施行日の期間中に独立行政法人物質・材料研究機構職員人事規程第13条による出向等人事交流により理事長の要請を受け出向または退職した定年制職員に限り適用する。

（平成19年12月以降に支給する若手任期付研究職本給表及び招聘型任期付研究職本給表適用者の期末手当）

2. 第20条第2項については、若手任期付研究職本給表及び招聘型任期付研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する適用については、「100分の160」とあるのは「100分の180」とする。

附 則（平成20年7月23日 20規程第70号）

この規程は、平成20年7月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年12月1日 20規程第85号）

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成21年3月23日 21規程第44号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月27日 21規程第83号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成21年5月27日から施行する。

2. 平成21年6月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

3. 平成21年6月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の62.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の72.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4. 平成21年6月に支給する期末手当に関する若手任期付研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する第20条第2項の規定の適用については、独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月31日 18規程第2号）附則第17号中「、「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「、「100分の140」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成21年11月30日 21規程第119号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成21年12月1日から施行する。

2. 平成21年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の150」と、「100分の140」とあるのは「100分の125」とする。

3. 平成21年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の62.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4. 平成21年12月に支給する期末手当に関する若手任期付研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する第20条第2項の規定の適用については、独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程（平

成20年3月3日（20規程第12号）附則第2号中「、「100分の160」とあるのは「100分の180」とあるのは「、「100分の160」とあるのは「100分の165」とする。

5. 独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月31日（18規程第2号）附則第6号中「本給月額に」を「本給月額（当該本給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てた額とする。）に」及び第7号中「本給月額に」を「本給月額（当該本給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てた額とする。）に」とする。

6. 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第20条により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に定年制職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当、職能手当、地域手当、研究員調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第24条第2項に規定する別に定める額を除く）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数）を乗じて得た額

本給表	職務の級	号俸
事務職	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
研究職	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
エンジニア職	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
若手任期付研究職本給表		1号俸

(2)平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給さ

れた期末手当、勤勉手当及び業績手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成21年12月22日 21規程第122号）

この規程は、平成21年12月22日から施行し、平成21年11月30日から適用する。

附 則（平成22年3月29日 22規程第18号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日 22規程第43号）

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成22年11月22日 22規程第53号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年11月29日 22規程第64号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成22年12月1日から施行する。
2. 平成22年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。
3. 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
4. 平成22年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の65」とあるのは「100分の62.5」とし、同条第4項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
5. 独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日 21規程第119号）附則第5項中「100分の99.76」とあるのは「100分の99.59」とする。
6. 当分の間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第35条の規定を受ける者である場合にあっては、規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号及び第5号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第8項及び第9項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第8項において「本給月額減額基礎額」という。））

(2)管理職手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する管理職手当の月額

の100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する管理職手当の月額）

(3)能力手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する能力手当の月額の100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する能力手当の月額）

(4)職能手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する職能手当の月額の100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する職能手当の月額）

(5)地域手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する地域手当の月額の100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(6)研究員調整手当 当該特定職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額）

(7)期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（同条第5項の規定の適用を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(8)勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額（21条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（同項の規定の適用を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計

額（同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項に規定する割合を乗じて得た額）

(9)業績手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額(第21条の2第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（同項の規定の適用を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第9項において「業績手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第21条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第20条の2第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第9項において「業績手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第21条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額）

(10)第28条第1項から第5項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第28条第1項 前各号に定める額

ロ 第28条第2項 第1号から第7号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第28条第4項 第1号から第6号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第28条第5項 第1号から第7号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
事務職	6級
研究職	5級
エンジニア職	5級

7. 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

8. 附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にか

かわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の総勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の総勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

9. 附則第6項の規定が適用される間、勤勉手当及び業績手当の総額は第21条第4項及び第21条の2第4項により算出された額にかかわらず、第21条第4項及び第21条の2第4項の規定により算出した額から、第21条第2項及び第21条の2第2項に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額及び業績手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあつては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額及び業績手当減額対象額に第21条第4項及び第21条の2第4項に規定する割合を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

10. 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第20条により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に定年制職員であつて適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当、職能手当、地域手当、研究員調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第24条第2項に規定する別に定める額を除く）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数）を乗じて得た額

本給表	職務の級	号俸
事務職	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
研究職	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで
エンジニア職	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで

(2)平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当、勤勉手当及び業績手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則（平成23年3月28日 23規程第2号）

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（管理職手当、能力手当及び職能手当（以下「管理職手当等」という）の改正に伴う経過措置）

2. 施行日の前日から引き続き管理職手当等の適用を受ける定年制職員で、この規程による改正後の管理職手当等が、改正前の管理職手当等に達しないこととなる職員には、当該管理職手当等のほか、当該管理職手当等と改正前管理職手当等との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当等調整額として支給する。

(1)平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の100

(2)平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の75

(3)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の50

(4)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 100分の25  
附 則（平成24年3月26日 24規程第12号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月16日 24規程第24号）  
（施行期日等）

1. この規程は、平成24年4月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2. 独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程（以下「本給与規程」という。）の一部を改正する規程（平成18年3月31日 18規程第2号）附則第6項中「には」の下に「、平成26年3月31日までの間」を加える。また、本給与規程の一部を改正する規程（平成22年11月29日 22規程第64号）附則第5項中「100分の99.59」とあるのは「100分の99.1」とする。

附 則（平成24年4月24日 24規程第28号）

この規程は、平成24年4月24日から施行する。

附 則（平成24年6月26日 24規程第39号）  
（施行期日等）

1. この規程は、平成24年7月1日から施行する。

2. この規程の施行の日から平成26年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、本給与規程別表第1から別表第3に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（本給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月31日 18規程第2号）附則第6項から第8項までの規定による本給を含み、当該職員が同規程第35条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額（同条の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
事務職	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
研究職	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
エンジニア職	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77

3. 特例期間においては、本給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げ



る給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1)管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2)能力手当 当該職員の能力手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3)職能手当 当該職員の職能手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4)地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当、能力手当及び職能手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (5)研究員調整手当 当該職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の能力手当に対する研究員調整手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (6)期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (7)勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (8)業績手当 当該職員が受けるべき業績手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (9)本給与規程第28条第1項から第5項までの規定により支給される給与当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額

イ 第28条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第28条第2項又は第3項 前項及び第4号から第6号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第28条第4項 前項並びに第4号及び第5号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第28条第5項 前項及び第4号から第6号までに定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4. 特例期間においては、本給与規程第25条、第26条、第29条、第31条及び第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給与規程第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に12を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除して得た額に、当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5. 特例期間においては、本給与規程の一部を改正する規程（平成22年11月29日 22規程第64号）附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第4号から第9号まで及び第4項の規定の適用については、第2項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から同規程附則第6項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第4号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から同規程附則第6項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「本給月額に対する研究員調整手当の月額」とあるのは「本給月額に対する研究員調整手当の月額から同規程附則第6項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から同規程附則第6項第7号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から同規程附則第6項第8号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号中「業績手当の額」とあるのは「業績手当の額から同規程附則第6項第9号に定める額に相当する額を減じた額」とあるのは

額」と、同項第9号イ中「前項及び前各号」とあるのは「同規程附則第6項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項及び第4号から第6号まで」とあるのは「同規程附則第6項の規定により読み替えられた前項及び第4号から第6号まで」と、同号ハ中「前項並びに第4号及び第5号」とあるのは「同規程附則第6項の規定により読み替えられた前項並びに第4号及び第5号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から同規程附則第8項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6. 特例期間においては、本給与規程第30条第1項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、附則第2項及び第3項（22規程第64号附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

7. 第2項から第6項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年7月31日 24規程第52号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日 25規程第25号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成25年7月1日から施行する。

2. 平成25年7月から平成26年6月までに支給する第17条の2に規定する能力手当に関する別表第7の適用については、別表第7中「129,300円」とあるのは「128,850円」と、「103,400円」とあるのは「106,800円」と、「90,500円」とあるのは「86,300円」と、「77,600円」とあるのは「72,750円」と、「78,400円」とあるのは「76,200円」と、「67,200円」とあるのは「63,500円」と、「60,900円」とあるのは「57,450円」とする。

3. 平成25年7月から平成26年6月までに支給する第17条の3に規定する職能手当に関する別表第9の適用については、別表第9中「129,300円」とあるのは「128,850円」と、「103,400円」とあるのは「106,800円」と、「90,500円」とあるのは「86,300円」と、「77,600円」とあるのは「72,750円」と、「78,400円」とあるのは「76,200円」と、「67,200円」とあるのは「63,500円」と、「60,900円」とあるのは「57,450円」とする。

附 則（平成26年3月14日 26規程第18号）

1. この規程は、平成26年3月14日から施行する。

2. 本給与規程の一部を改正する規程（平成24年6月26日 24規程第39号）附則第2項中「平成26年6月30日」とあるのは「平成26年3月31日」とする。

附 則（平成26年9月24日 26規程第36号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月1日 26規程第58号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(本給の経過措置)

2. 第10条第2項各号について、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間において、以下の附則別表第1から第3までの表を適用とする。

ただし、平成26年4月1日から平成26年11月30日までの間については、平成26年12月1日時点の在籍者のみに支給する。

附則別表第1 事務職本給表

附則別表第2 研究職本給表

附則別表第3 エンジニア職本給表

(地域手当の改正に伴う経過措置)

3. 第18条については、平成27年4月1日から適用する。ただし、「100分の16」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の13」とする。

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

4. 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」とする。

(平成26年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

5. 第21条の2第2項中「100分の62.5(特定管理職員にあっては100分の72.5)」とあるのは、「100分の70(特定管理職員にあっては100分の80)」とし、同条4項中の100分の75(特定管理職員にあっては100分の95)」とあるのは、「100分の82.5(特定管理職員にあっては100分の102.5)」とする。

(通勤手当の改正)

6. 第22条については、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、平成26年4月1日から平成26年11月30日までの間については、平成26年12月1日時点の在籍者のみに支給する。

(単身赴任手当の改正に伴う経過措置)

7. 第24条については、平成27年4月1日から適用する。ただし、同条第2項中「30,000円」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、「26,000円」とする。

(55歳を越える職員の俸給月額減給支給についての経過措置)

8. 独立行政法人物質・材料研究機構定年制給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月29日 22規程第64号)附則第6項中「当分の間」とあるのは「平成30年3月31日の間」までとする。

附 則(平成27年3月24日 27規程第43号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日 27規程第96号)

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における差額の支給)

2. 平成27年4月1日(以下「切替日」という)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの

間、本給月額のほか、その差額に相当する額（本給与規程の一部を改正する規程（平成22年11月29日22規程第64号附則第6項中）の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

3. 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。

4. 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、採用の事情等を考慮して前2項による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

（平成27年9月30日までの間における昇給に関する特例措置）

5. 平成27年9月30日までの間における第12条第4項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則（平成28年2月16日 28規程第2号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成28年2月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（地域手当の改正に伴う経過措置）

2. 国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制給与規程の一部を改正する規程（平成26年12月1日 26規程第58号）附則第3項中「100分の13」とあるのは「100分の15」とする。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

3. 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用について

は、同条第4項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「10

0分の100」とあるのは「100分の105」とする。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

4. 平成27年12月に支給する業績手当に関する第21条の2第2項中の規定の適用については、「100分の67.5（特定管理職員にあっては100分の77.5）」とあるのは、「100分の72.5（特定管理職員にあっては100分の82.5）」とする。

附 則（平成28年4月28日 28規程第49号）

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、別表第4に規定する区分中二種に係る同表の規定は、平成28年4月12日から適用する。

附 則（平成28年6月3日 28規程第94号）

この規程は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月28日から適用する。

附 則（平成28年6月30日 28規程第104号）

この規程は、平成28年6月30日から施行する。

附 則（平成28年9月13日 28規程第119号）

この規程は、平成28年9月13日から施行する。

附 則（平成28年12月27日28規程第148号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成28年12月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、この規程による改正前の規定の例による。

（扶養手当の改正に伴う経過措置）

2. 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第16条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第16条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が8級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級であるもの（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（定年制職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（定年制職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに定年制職員となった者に扶養親族がある場合又は定年制職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その定年制職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）	
	(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある定年制職員が配偶者のない定年制職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）	
	(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある定年制職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）	」

と、同条第6項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「において、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている定年制職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある定年制職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある定年制職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている定年制職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある定年制職員が配偶者のない定年制職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている定年制職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある定年制職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない定年制職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3. 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第16条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第16条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「事務職本給表の適用を受ける定年制職員

でその職務の級が8級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級であるもの（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4. 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第16条第1項ただし書並びに同条第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第16条第3項及び同条第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級以上であるもの（以下「事務職8級以上職員等」という。）」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定

による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等」とあるのは「事務職8級職員等が事務職8級以上職員等」と、同項第6号中「事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等」とあるのは「事務職8級以上職員等」と、「が事務職8級職員等」とあるのは「が事務職8級以上職員等」とする。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

5. 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。

（平成28年12月に支給する業績手当に関する特例措置）

6. 平成28年12月に支給する業績手当に関する第21条の2第2項中「100分の72.5（特定管理職員にあつては100分の82.5）」とあるのは、「100分の77.5（特定管理職員にあつては100分の87.5）」と、同条第4項中「100分の85（特定管理職員にあつては100分の105）」とあるのは、「100分の90（特定管理職員にあつては100分の110）」とする。

附 則（平成29年3月28日 29規程第29号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日29規程第57号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成29年12月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第17条の2及び第17条の3の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2. 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」とする。

（平成29年12月に支給する業績手当に関する特例措置）

3. 平成29年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の77.5」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の92.5」と、同条第4項中「100分の90（特定管理職員にあつては100分の110）」とあるのは「100分の95（特定管理職員にあつては100分の115）」とする。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

4. 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年7月1日において国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の



一部を改正する規程（平成27年3月31日27規程第96号）附則第5項の規定により昇給した職員（以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると理事長が認めた職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年3月27日30規程第18号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日 30規程第47号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成30年12月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（平成30年6月に支給する期末手当等に関する特例措置）

2. 前項の規定にかかわらず、平成30年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する第20条から第21条の2までの規定の適用については、なお従前のおりとする。

（平成30年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

3. 平成30年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」とする。

（平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

4. 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とする。

（平成30年12月に支給する業績手当に関する特例措置）

5. 平成30年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の92.5」と、同条第4項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とする。

附 則（平成31年3月26日 2019規程第26号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日 2019規程第68号）

（施行期日等）

1. この規程は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第23条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（令和元年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置）

2. 令和元年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第21条及び第21条の2の規定の適用については、改正前の第21条及び第21条の2の規定の例による。

（令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

3. 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

（令和元年12月に支給する業績手当に関する特例措置）

4. 令和元年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の82.5」とあるのは「100分の85」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、同条第4

項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(住居手当に関する経過措置)

5. 第23条の改正規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の第23条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える定年制職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める定年制職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第23条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1)改正後の第23条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる定年制職員

(2)旧手当額から改正後の第23条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる定年制職員

6. 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則（令和2年2月25日 2020規程第4号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月28日 2020規程第41号）

この規程は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月15日 2020規程第66号）

(施行期日等)

1. この規程は、令和2年12月15日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2. 令和2年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令和3年3月15日 2021規程第20号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月6日 2021規程第34号）

この規程は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月22日 2022規程第11号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月31日 2022規程第32号）

(施行期日等)

1. この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2. 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて

得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 第20条第2項に規定する特定管理職員

107.5分の15

(2) 特定管理職員以外の定年制職員

127.5分の15

附 則（令和4年9月26日 2022規程第51号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月13日 2022規程第64号）

（施行期日等）

1. この規程は、令和4年12月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（令和4年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置）

2. 令和4年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第21条及び第21条の2の規定の適用については、改正前の第21条及び第21条の2の規定の例による。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

3. 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。

（令和4年12月に支給する業績手当に関する特例措置）

4. 令和4年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の87.5」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の102.5」と、同条第4項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第36号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 2023規程第91号）

（施行期日等）

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2. 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が満年齢60年に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の受ける本給表の本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3. 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 定年制職員就業規則第40条の4第1号の規定により管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員

二 定年制職員就業規則第40条の4第2号の規定により管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員のうち、第17条第1項により管理職手当の支給を受けている者であつて、事務職役職区分表に定める一種の役職にある職員又は第17条の2第4項により職制役職額の支給を受けている者であつて、研究職・エンジニア職役職区分表に定める幹部職の役職にある職員

4. 定年制職員就業規則第40条の2第1項の規定により管理監督職を降任された職員であつて、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が管理監督職を降任された日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に5

0円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

5. 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。

6. 附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第17条の2第3項に定める職制基本額については、当分の間、当該職員が受ける職制基本額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

附 則 (令和5年11月28日 2023規程第112号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和5年11月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2. 令和5年6月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、改正前の第20条の規定の例による。

(令和5年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置)

3. 令和5年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第21条及び第21条の2の規定の適用については、改正前の第21条及び第21条の2の規定の例による。

(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

4. 令和5年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

5. 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。

(令和5年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

6. 令和5年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」と、同条第4項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。

附 則 (令和6年3月28日 2024規程第10号)

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則 (令和6年5月27日 2024規程第25号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和6年6月1日から施行する。

2. 前項にかかわらず、令和6年6月1日に上席プラットフォーム長又は上席室長の役職となる職員には、令和6年4月1日から同役職にある間までは、令和5年3月28日 2023規程第91号附則第2項の規定は適用しない。

附 則（令和6年8月21日 2024規程第39号）

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和6年12月20日 2024規程第50号）

（施行期日等）

1. この規程は、令和6年12月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（令和6年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2. 令和6年6月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、改正前の第20条の規定の例による。

（令和6年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置）

3. 令和6年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第21条及び第21条の2の規定の適用については、改正前の第21条及び第21条の2の規定の例による。

（令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

4. 令和6年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

（令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

5. 令和6年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。

（令和6年12月に支給する業績手当に関する特例措置）

6. 令和6年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同条第4項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。

附則別表第1（18規程第2号） 職務の級の切替表

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
事務俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
10級		
研究職及び エンジニア 俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
6級		

附則別表第2（18規程第2号） 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員以外の号俸の切替表

イ 事務職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1

	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26

	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 1 2 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	1 2 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 1 2 月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	1 2 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 1 2 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	1 2 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 1 2 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	1 2 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 1 2 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	1 2 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 1 2 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	1 2 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 1 2 月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	1 2 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 1 2 月未滿			80	63	84	72	68	64		
	1 2 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 1 2 月未滿			84	64	88	76	72	68		
	1 2 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未滿			85	65	89	77	73			



	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 1 2 月未満			88	66	92	80	76			
	1 2 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上 1 2 月未満			92	68	96	84				
	1 2 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 1 2 月未満			96	72	100	88				
	1 2 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 1 2 月未満			100	74	104					
	1 2 月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上 1 2 月未満			104	76	108					
	1 2 月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 1 2 月未満			108	80						
	1 2 月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 1 2 月未満			112	84						
	1 2 月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上 1 2 月未満			116							
	1 2 月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上 1 2 月未満			120							
	1 2 月以上			121							

31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 研究職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧級	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8

	1 2 月以上	21	21	17	9
7	3 月未滿	21	21	17	9
	3 月以上 6 月未滿	22	22	18	10
	6 月以上 9 月未滿	23	23	19	11
	9 月以上 1 2 月未滿	24	24	20	12
	1 2 月以上	25	25	21	13
8	3 月未滿	25	25	21	13
	3 月以上 6 月未滿	26	26	22	14
	6 月以上 9 月未滿	27	27	23	15
	9 月以上 1 2 月未滿	28	28	24	16
	1 2 月以上	29	29	25	17
9	3 月未滿	29	29	25	17
	3 月以上 6 月未滿	30	30	26	18
	6 月以上 9 月未滿	31	31	27	19
	9 月以上 1 2 月未滿	32	32	28	20
	1 2 月以上	33	33	29	21
10	3 月未滿	33	33	29	21
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	22
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	23
	9 月以上 1 2 月未滿	36	36	32	24
	1 2 月以上	37	37	33	25
11	3 月未滿	37	37	33	25
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	26
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	27
	9 月以上 1 2 月未滿	40	40	36	28
	1 2 月以上	41	41	37	29
12	3 月未滿	41	41	37	29
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	30
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	31
	9 月以上 1 2 月未滿	44	44	40	32
	1 2 月以上	45	45	41	33
13	3 月未滿	45	45	41	33
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	34
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	35
	9 月以上 1 2 月未滿	48	48	44	36
	1 2 月以上	49	49	45	37
14	3 月未滿	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	38
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	39
	9 月以上 1 2 月未滿	52	52	48	40
	1 2 月以上	53	53	49	41
15	3 月未滿	53	53	49	41
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	43

	9月以上12月未満	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未満	57	57	53	45
	3月以上6月未満	58	58	54	46
	6月以上9月未満	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未満	61	61	57	49
	3月以上6月未満	62	62	58	50
	6月以上9月未満	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未満	65	65	61	53
	3月以上6月未満	66	66	62	54
	6月以上9月未満	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未満	69	69	65	57
	3月以上6月未満	70	70	66	58
	6月以上9月未満	71	71	67	59
	9月以上12月未満	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未満	73	73	69	61
	3月以上6月未満	74	74	70	62
	6月以上9月未満	75	75	71	63
	9月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未満	77	77	73	65
	3月以上6月未満	78	78	74	66
	6月以上9月未満	79	79	75	67
	9月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未満	81	81	77	69
	3月以上6月未満	82	82	78	70
	6月以上9月未満	83	83	79	71
	9月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
23	3月未満	85	85	81	73
	3月以上6月未満	86	86	82	73
	6月以上9月未満	87	87	83	73
	9月以上12月未満	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	

	6 月以上 9 月未滿	91	91	87	
	9 月以上 1 2 月未滿	92	92	88	
	1 2 月以上	93	93	89	
25	3 月未滿	93	93	89	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	89	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	89	
	9 月以上 1 2 月未滿	96	96	89	
	1 2 月以上	97	97	89	
26	3 月未滿	97	97		
	3 月以上 6 月未滿	98	98		
	6 月以上 9 月未滿	99	99		
	9 月以上 1 2 月未滿	100	100		
	1 2 月以上	101	101		
27	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 1 2 月未滿	104	104		
	1 2 月以上	105	105		
28	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107		
	9 月以上 1 2 月未滿	108	108		
	1 2 月以上	109	109		
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 1 2 月未滿	112	112		
	1 2 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113			
	3 月以上 6 月未滿	114			
	6 月以上 9 月未滿	115			
	9 月以上 1 2 月未滿	116			
	1 2 月以上	117			
31	3 月未滿	117			
	3 月以上 6 月未滿	118			
	6 月以上 9 月未滿	119			
	9 月以上 1 2 月未滿	120			
	1 2 月以上	121			
32	3 月未滿	121			
	3 月以上 6 月未滿	121			
	6 月以上 9 月未滿	121			
	9 月以上 1 2 月未滿	121			
	1 2 月以上	121			

ハ エンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17

	3 月以上 6 月未滿	30	30	26	18
	6 月以上 9 月未滿	31	31	27	19
	9 月以上 1 2 月未滿	32	32	28	20
	1 2 月以上	33	33	29	21
10	3 月未滿	33	33	29	21
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	22
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	23
	9 月以上 1 2 月未滿	36	36	32	24
	1 2 月以上	37	37	33	25
11	3 月未滿	37	37	33	25
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	26
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	27
	9 月以上 1 2 月未滿	40	40	36	28
	1 2 月以上	41	41	37	29
12	3 月未滿	41	41	37	29
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	30
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	31
	9 月以上 1 2 月未滿	44	44	40	32
	1 2 月以上	45	45	41	33
13	3 月未滿	45	45	41	33
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	34
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	35
	9 月以上 1 2 月未滿	48	48	44	36
	1 2 月以上	49	49	45	37
14	3 月未滿	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	38
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	39
	9 月以上 1 2 月未滿	52	52	48	40
	1 2 月以上	53	53	49	41
15	3 月未滿	53	53	49	41
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	43
	9 月以上 1 2 月未滿	56	56	52	44
	1 2 月以上	57	57	53	45
16	3 月未滿	57	57	53	45
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	46
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	47
	9 月以上 1 2 月未滿	60	60	56	48
	1 2 月以上	61	61	57	49
17	3 月未滿	61	61	57	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	51
	9 月以上 1 2 月未滿	64	64	60	52
	1 2 月以上	65	65	61	53

18	3月未滿	65	65	61	53
	3月以上6月未滿	66	66	62	54
	6月以上9月未滿	67	67	63	55
	9月以上12月未滿	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未滿	69	69	65	57
	3月以上6月未滿	70	70	66	58
	6月以上9月未滿	71	71	67	59
	9月以上12月未滿	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未滿	73	73	69	61
	3月以上6月未滿	74	74	70	62
	6月以上9月未滿	75	75	71	63
	9月以上12月未滿	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未滿	77	77	73	65
	3月以上6月未滿	78	78	74	66
	6月以上9月未滿	79	79	75	67
	9月以上12月未滿	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未滿	81	81	77	69
	3月以上6月未滿	82	82	78	70
	6月以上9月未滿	83	83	79	71
	9月以上12月未滿	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
23	3月未滿	85	85	81	73
	3月以上6月未滿	86	86	82	73
	6月以上9月未滿	87	87	83	73
	9月以上12月未滿	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	89	
	6月以上9月未滿	95	95	89	
	9月以上12月未滿	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		



	1 2 月以上	101	101		
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上 1 2 月未満	104	104		
	1 2 月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上 1 2 月未満	108	108		
	1 2 月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 1 2 月未満	112	112		
	1 2 月以上	113	113		
30	3 月未満	113			
	3 月以上 6 月未満	114			
	6 月以上 9 月未満	115			
	9 月以上 1 2 月未満	116			
	1 2 月以上	117			
31	3 月未満	117			
	3 月以上 6 月未満	118			
	6 月以上 9 月未満	119			
	9 月以上 1 2 月未満	120			
	1 2 月以上	121			
32	3 月未満	121			
	3 月以上 6 月未満	121			
	6 月以上 9 月未満	121			
	9 月以上 1 2 月未満	121			
	1 2 月以上	121			

附則別表第 3（18 規程第 2 号） 旧級がこれに対応する別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員の号俸の切替表

イ 旧級が事務職本給表の 1 1 級である定年制職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間	9 級	1 0 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1

	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1	1
	1 2 月以上	1	1
3	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1	1
	1 2 月以上	1	1
4	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1	1
	1 2 月以上	1	1
5	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1	1
	1 2 月以上	1	1
6	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1	1
	1 2 月以上	1	1
7	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	1
	6 月以上 9 月未滿	3	1
	9 月以上 1 2 月未滿	4	1
	1 2 月以上	5	1
8	3 月未滿	5	1
	3 月以上 6 月未滿	6	1
	6 月以上 9 月未滿	7	1
	9 月以上 1 2 月未滿	8	1
	1 2 月以上	9	1
9	3 月未滿	9	1
	3 月以上 6 月未滿	10	1
	6 月以上 9 月未滿	11	1
	9 月以上 1 2 月未滿	12	1
	1 2 月以上	13	1
10	3 月未滿	13	1
	3 月以上 6 月未滿	14	1
	6 月以上 9 月未滿	15	1
	9 月以上 1 2 月未滿	16	1
	1 2 月以上	17	1
11	3 月未滿	17	1

	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

ロ 旧級が研究職本給表の5級である定年制職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間	5級	6級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1

	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1	1
	1 2 月以上	1	1
5	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1	1
	1 2 月以上	1	1
6	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 1 2 月未滿	1	1
	1 2 月以上	1	1
7	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	1
	6 月以上 9 月未滿	3	1
	9 月以上 1 2 月未滿	4	1
	1 2 月以上	5	1
8	3 月未滿	5	1
	3 月以上 6 月未滿	6	1
	6 月以上 9 月未滿	7	1
	9 月以上 1 2 月未滿	8	1
	1 2 月以上	9	1
9	3 月未滿	9	1
	3 月以上 6 月未滿	10	1
	6 月以上 9 月未滿	11	1
	9 月以上 1 2 月未滿	12	1
	1 2 月以上	13	1
10	3 月未滿	13	1
	3 月以上 6 月未滿	14	1
	6 月以上 9 月未滿	15	1
	9 月以上 1 2 月未滿	16	1
	1 2 月以上	17	1
11	3 月未滿	17	1
	3 月以上 6 月未滿	18	1
	6 月以上 9 月未滿	19	1
	9 月以上 1 2 月未滿	20	1
	1 2 月以上	21	1
12	3 月未滿	21	1
	3 月以上 6 月未滿	22	1
	6 月以上 9 月未滿	23	1
	9 月以上 1 2 月未滿	24	1
	1 2 月以上	25	1

13	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未満	57	5
	3月以上6月未満	58	6
	6月以上9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8

	1 2 月以上	61	9
22	3 月未満	61	9
	3 月以上 6 月未満	62	9
	6 月以上 9 月未満	63	10
	9 月以上 1 2 月未満	64	10
	1 2 月以上	65	11
23	3 月未満	65	11
	3 月以上 6 月未満	66	11
	6 月以上 9 月未満	67	12
	9 月以上 1 2 月未満	68	12
	1 2 月以上	69	13

ハ 旧級がエンジニア職本給表の 5 級である定年制職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間		
1	3 月未満	5 級	6 級
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1

	1 2 月以上	1	1
7	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	1
	6 月以上 9 月未滿	3	1
	9 月以上 1 2 月未滿	4	1
	1 2 月以上	5	1
8	3 月未滿	5	1
	3 月以上 6 月未滿	6	1
	6 月以上 9 月未滿	7	1
	9 月以上 1 2 月未滿	8	1
	1 2 月以上	9	1
9	3 月未滿	9	1
	3 月以上 6 月未滿	10	1
	6 月以上 9 月未滿	11	1
	9 月以上 1 2 月未滿	12	1
	1 2 月以上	13	1
10	3 月未滿	13	1
	3 月以上 6 月未滿	14	1
	6 月以上 9 月未滿	15	1
	9 月以上 1 2 月未滿	16	1
	1 2 月以上	17	1
11	3 月未滿	17	1
	3 月以上 6 月未滿	18	1
	6 月以上 9 月未滿	19	1
	9 月以上 1 2 月未滿	20	1
	1 2 月以上	21	1
12	3 月未滿	21	1
	3 月以上 6 月未滿	22	1
	6 月以上 9 月未滿	23	1
	9 月以上 1 2 月未滿	24	1
	1 2 月以上	25	1
13	3 月未滿	25	1
	3 月以上 6 月未滿	26	1
	6 月以上 9 月未滿	27	1
	9 月以上 1 2 月未滿	28	1
	1 2 月以上	29	1
14	3 月未滿	29	1
	3 月以上 6 月未滿	30	1
	6 月以上 9 月未滿	31	1
	9 月以上 1 2 月未滿	32	1
	1 2 月以上	33	1
15	3 月未滿	33	1
	3 月以上 6 月未滿	34	1
	6 月以上 9 月未滿	35	1

	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未満	57	5
	3月以上6月未満	58	6
	6月以上9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未満	61	9
	3月以上6月未満	62	9
	6月以上9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未満	65	11
	3月以上6月未満	66	11
	6月以上9月未満	67	12
	9月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13



附則別表第4（18規程第2号）

職務の級の最高の号俸を超える本給月額を受ける定年制職員の本給月額の切替え

イ 旧級が事務職本給表のうち、11級以外である定年制職員の新号俸

旧級	経過期間 旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		理事長が別に定める				
1級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
2級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
3級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
4級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める				
5級	383,000	109	110	111	112	113
	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める				
6級	418,700	89	90	91	92	93
	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める				
7級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める				
8級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める				
9級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める				
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45
	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める				

ロ 旧級が事務職本給表の11級である定年制職員の新号俸

旧俸給月額	経過期間 新級	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		理事長が別に定める				
580,300	9級	37	38	39	40	41
	10級	14	14	15	15	15
上記以外の 俸給月額	9級	理事長が別に定める				
	10級	理事長が別に定める				

ハ 旧級が研究職本給表のうち、5級以外である定年制職員の新号俸

旧級	経過期間					
	旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
1級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
2級	371,700	113	114	115	116	117
	374,400	117	118	119	120	121
	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める				
3級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
4級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				

ニ 旧級が研究職本給表の5級である定年制職員の新号俸

旧俸給月額	経過期間					
	新級	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
579,900	5級	69	70	71	72	73
	6級	13	13	14	14	15
583,900	5級	73	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に2を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に3を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に4を乗じた額を73号俸の額に足した額
	6級	15	15	16	16	16
587,900	5級	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に4を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に5を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に6を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に7を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に8を乗じた額を73号俸の額に足した額
	6級	17	17	17	18	18
591,900	5級	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に8を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に9を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に10を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に11を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に12を乗じた額を73号俸の額に足した額
	6級	19	19	19	20	20

上記以外の 俸給月額	5級	理事長が別に定める
	6級	理事長が別に定める

ホ 旧級がエンジニア職本給表のうち、5級以外である定年制職員の新号俸

旧級	経過期間					
	旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
1級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
2級	371,700	113	114	115	116	117
	374,400	117	118	119	120	121
	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める				
3級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
4級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				

ヘ 旧級がエンジニア職本給表の5級である定年制職員の新号俸

旧俸給月額	経過 期間 新級	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		5級	69	70	71	72
579,900	6級	13	13	14	14	15
	5級	73	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に2を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に3を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に4を乗じた額を73号俸の額に足した額
583,900	6級	15	15	16	16	16
	5級	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に4を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に5を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に6を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に7を乗じた額を73号俸の額に足した額	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に8を乗じた額を73号俸の額に足した額
587,900	6級	17	17	17	18	18
	5級	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に8	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に9	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に10	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に11	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に12
591,900	5級	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に8	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に9	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に10	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に11	73号俸の額から72号俸の額を引いた差額に12

		を乗じた額 を73号俸の 額に足した 額	を乗じた額 を73号俸の 額に足した 額	を乗じた額 を73号俸の 額に足した 額	を乗じた額 を73号俸の 額に足した 額	を乗じた額 を73号俸の 額に足した 額
	6級	19	19	19	20	20
上記以外の 俸給月額	5級	理事長が別に定める				
	6級	理事長が別に定める				

附則別表第1（26規程第58号） 事務職本給表

職務の 級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	

32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			

65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		
89	243,100	296,900	345,200	385,800		
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,000			
97		299,500	348,100			
98		299,800	348,600			

99	300,200	349,100							
100	300,600	349,400							
101	300,800	349,700							
102	301,100	350,100							
103	301,500	350,500							
104	301,800	350,900							
105	302,000	351,400							
106	302,300	351,800							
107	302,700	352,200							
108	303,000	352,600							
109	303,200	353,100							
110	303,600	353,500							
111	304,000	353,900							
112	304,300	354,200							
113	304,400	354,700							
114	304,700								
115	305,000								
116	305,400								
117	305,600								
118	305,800								
119	306,100								
120	306,400								
121	306,800								
122	307,000								
123	307,300								
124	307,600								
125	308,000								



附則別表第2（26規程第58号） 研究職本給表

職務の 級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700	531,600
2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600	534,700
3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500	537,900
4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300	541,100
5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600	544,200
6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400	546,600
7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200	549,100
8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900	551,600
9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600	554,000
10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400	555,800
11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200	557,700
12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000	559,600
13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800	561,400
14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600	562,800
15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400	564,200
16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200	565,400
17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700	566,600
18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300	567,500
19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900	568,400
20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500	569,300
21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100	570,300
22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700	
23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300	
24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900	
25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200	
26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600	
27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200	
28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700	

29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800
37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200

61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
74	264,100	322,600	394,000		
75	265,500	323,700	394,700		
76	266,900	324,800	395,400		
77	268,000	325,900	396,100		
78	269,200	326,900	396,700		
79	270,500	327,900	397,300		
80	271,800	328,900	397,900		
81	273,200	330,000	398,500		
82	274,500	330,800	399,200		
83	275,800	331,500	399,800		
84	277,100	332,300	400,400		
85	278,300	332,900	400,900		
86	279,500	333,400	401,500		
87	280,800	333,900	402,200		
88	282,100	334,400	402,900		
89	283,100	334,700	403,300		
90	284,300	335,200			
91	285,500	335,700			

92	286,700	336,200				
93	287,800	336,500				
94	288,800	336,900				
95	289,800	337,400				
96	290,800	337,900				
97	291,400	338,500				
98	292,300	339,000				
99	293,200	339,500				
100	294,100	340,000				
101	295,000	340,500				
102	295,700	341,000				
103	296,400	341,500				
104	297,100	342,000				
105	297,900	342,500				
106	298,400	342,900				
107	298,900	343,400				
108	299,400	343,900				
109	299,600	344,400				
110	300,000	344,800				
111	300,300	345,300				
112	300,600	345,700				
113	300,900	346,200				
114	301,200	346,600				
115	301,500	347,100				
116	301,800	347,500				
117	302,100	348,000				
118	302,500	348,400				
119	302,900	348,900				
120	303,300	349,300				
121	303,600	349,700				

附則別表第3（26規程第58号） エンジニア職本給表

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700	531,600
2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600	534,700
3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500	537,900
4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300	541,100
5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600	544,200
6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400	546,600
7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200	549,100
8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900	551,600
9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600	554,000
10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400	555,800
11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200	557,700
12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000	559,600
13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800	561,400
14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600	562,800
15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400	564,200
16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200	565,400
17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700	566,600
18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300	567,500
19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900	568,400
20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500	569,300
21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100	570,300
22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700	
23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300	
24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900	
25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200	
26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600	
27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200	
28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700	

29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800
37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200

61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
74	264,100	322,600	394,000		
75	265,500	323,700	394,700		
76	266,900	324,800	395,400		
77	268,000	325,900	396,100		
78	269,200	326,900	396,700		
79	270,500	327,900	397,300		
80	271,800	328,900	397,900		
81	273,200	330,000	398,500		
82	274,500	330,800	399,200		
83	275,800	331,500	399,800		
84	277,100	332,300	400,400		
85	278,300	332,900	400,900		
86	279,500	333,400	401,500		
87	280,800	333,900	402,200		
88	282,100	334,400	402,900		
89	283,100	334,700	403,300		
90	284,300	335,200			
91	285,500	335,700			

92	286,700	336,200				
93	287,800	336,500				
94	288,800	336,900				
95	289,800	337,400				
96	290,800	337,900				
97	291,400	338,500				
98	292,300	339,000				
99	293,200	339,500				
100	294,100	340,000				
101	295,000	340,500				
102	295,700	341,000				
103	296,400	341,500				
104	297,100	342,000				
105	297,900	342,500				
106	298,400	342,900				
107	298,900	343,400				
108	299,400	343,900				
109	299,600	344,400				
110	300,000	344,800				
111	300,300	345,300				
112	300,600	345,700				
113	300,900	346,200				
114	301,200	346,600				
115	301,500	347,100				
116	301,800	347,500				
117	302,100	348,000				
118	302,500	348,400				
119	302,900	348,900				
120	303,300	349,300				
121	303,600	349,700				



別表第1 事務職本給表

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	0
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	0
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	0
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	0
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	0
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	0
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	0
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	0
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	0
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	0
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	0
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	0
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	0
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	0
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	0
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	0

38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	0
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	0
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	0
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	0
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	0	0
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	0	0
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	0	0
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	0	0
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	0	0	0
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	0	0	0
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	0	0	0
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	0	0	0
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	0	0	0
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	0	0	0
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	0	0	0
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	0	0	0
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	0	0	0
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	0	0	0
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	0	0	0
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	0	0	0
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	0	0	0
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	0	0	0
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	0	0	0
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	0	0	0
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	0	0	0	0
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	0	0	0	0
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	0	0	0	0
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	0	0	0	0
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	0	0	0	0
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	0	0	0	0
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	0	0	0	0
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	0	0	0	0
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	0	0	0	0
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	0	0	0	0
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	0	0	0	0
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	0	0	0	0
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	0	0	0	0
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	0	0	0	0
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	0	0	0	0
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	0	0	0	0
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	0	0	0	0
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	0	0	0	0

80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	0	0	0	0
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	0	0	0	0
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	0	0	0	0
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	0	0	0	0
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	0	0	0	0
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	0	0	0	0
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	0	0	0	0	0
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	0	0	0	0	0
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	0	0	0	0	0
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	0	0	0	0	0
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	0	0	0	0	0
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	0	0	0	0	0
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	0	0	0	0	0
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	0	0	0	0	0
94	0	299,400	347,400	0	0	0	0	0	0	0
95	0	299,700	347,800	0	0	0	0	0	0	0
96	0	300,100	348,200	0	0	0	0	0	0	0
97	0	300,300	348,400	0	0	0	0	0	0	0
98	0	300,600	348,800	0	0	0	0	0	0	0
99	0	301,000	349,200	0	0	0	0	0	0	0
100	0	301,400	349,500	0	0	0	0	0	0	0
101	0	301,600	349,800	0	0	0	0	0	0	0
102	0	301,900	350,200	0	0	0	0	0	0	0
103	0	302,200	350,600	0	0	0	0	0	0	0
104	0	302,500	351,000	0	0	0	0	0	0	0
105	0	302,700	351,500	0	0	0	0	0	0	0
106	0	303,000	351,900	0	0	0	0	0	0	0
107	0	303,300	352,300	0	0	0	0	0	0	0
108	0	303,600	352,700	0	0	0	0	0	0	0
109	0	303,800	353,200	0	0	0	0	0	0	0
110	0	304,200	353,600	0	0	0	0	0	0	0
111	0	304,600	353,900	0	0	0	0	0	0	0
112	0	304,900	354,200	0	0	0	0	0	0	0
113	0	305,100	354,700	0	0	0	0	0	0	0
114	0	305,300	0	0	0	0	0	0	0	0
115	0	305,600	0	0	0	0	0	0	0	0
116	0	306,000	0	0	0	0	0	0	0	0
117	0	306,200	0	0	0	0	0	0	0	0
118	0	306,400	0	0	0	0	0	0	0	0
119	0	306,700	0	0	0	0	0	0	0	0
120	0	307,000	0	0	0	0	0	0	0	0
121	0	307,400	0	0	0	0	0	0	0	0



別表第2 月給制研究職本給表

職務の 級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900	530,600
2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500	533,700
3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100	536,800
4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600	539,900
5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700	543,000
6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100	545,400
7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500	547,800
8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800	550,200
9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100	552,600
10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500	554,300
11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900	556,200
12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200	558,100
13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500	559,800
14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200	561,100
15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900	562,300
16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600	563,300
17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100	564,400
18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600	565,100
19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100	565,700
20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500	566,300
21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900	567,000
22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500	
23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100	
24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400	
25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600	
26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900	
27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400	
28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800	
29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300	
30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800	
31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300	
32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700	
33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000	

34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500

73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
74	281,200	326,800	394,300		
75	281,900	327,500	394,900		
76	282,600	328,200	395,600		
77	283,200	328,900	396,300		
78	283,900	329,600	396,800		
79	284,600	330,300	397,400		
80	285,200	331,000	398,000		
81	285,800	331,700	398,500		
82	286,500	332,500	399,100		
83	287,200	333,200	399,700		
84	287,800	333,800	400,200		
85	288,400	334,300	400,700		
86	289,100	334,800	401,200		
87	289,800	335,200	401,700		
88	290,400	335,600	402,400		
89	291,000	335,900	402,800		
90	291,700	336,400			
91	292,400	336,800			
92	293,000	337,200			
93	293,600	337,500			
94	294,300	337,900			
95	294,900	338,300			
96	295,500	338,700			
97	295,800	339,200			
98	296,400	339,700			
99	297,000	340,200			
100	297,500	340,700			
101	298,000	341,200			
102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700			
105	299,600	343,100			
106	300,100	343,500			
107	300,600	344,000			
108	300,900	344,400			
109	301,100	344,900			
110	301,500	345,300			
111	301,800	345,700			

112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				
119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				



別表第2の2 年俸制研究職本給表

職務の 級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	年俸本給	年俸本給	年俸本給	年俸本給	年俸本給	年俸本給
	円	円	円	円	円	円
1	1,986,120	2,526,120	3,365,280	3,838,320	4,318,920	5,730,480
2	1,998,000	2,572,560	3,385,800	3,853,440	4,347,000	5,763,960
3	2,010,960	2,601,720	3,406,320	3,868,560	4,375,080	5,797,440
4	2,022,840	2,630,880	3,426,840	3,882,600	4,402,080	5,830,920
5	2,034,720	2,658,960	3,446,280	3,895,560	4,424,760	5,864,400
6	2,057,400	2,676,240	3,465,720	3,908,520	4,450,680	5,890,320
7	2,080,080	2,692,440	3,485,160	3,921,480	4,476,600	5,916,240
8	2,102,760	2,708,640	3,503,520	3,933,360	4,501,440	5,942,160
9	2,125,440	2,724,840	3,521,880	3,945,240	4,526,280	5,968,080
10	2,147,040	2,747,520	3,543,480	3,960,360	4,552,200	5,986,440
11	2,168,640	2,770,200	3,565,080	3,974,400	4,578,120	6,006,960
12	2,190,240	2,791,800	3,586,680	3,988,440	4,602,960	6,027,480
13	2,211,840	2,813,400	3,606,120	4,002,480	4,627,800	6,045,840
14	2,232,360	2,838,240	3,627,720	4,017,600	4,656,960	6,059,880
15	2,252,880	2,863,080	3,648,240	4,032,720	4,686,120	6,072,840
16	2,272,320	2,886,840	3,668,760	4,046,760	4,715,280	6,083,640
17	2,290,680	2,910,600	3,688,200	4,060,800	4,742,280	6,095,520
18	2,310,120	2,936,520	3,705,480	4,075,920	4,769,280	6,103,080
19	2,329,560	2,962,440	3,722,760	4,091,040	4,796,280	6,109,560
20	2,349,000	2,988,360	3,740,040	4,106,160	4,822,200	6,116,040
21	2,368,440	3,013,200	3,757,320	4,121,280	4,848,120	6,123,600
22	2,387,880	3,035,880	3,768,120	4,136,400	4,876,200	
23	2,406,240	3,058,560	3,778,920	4,151,520	4,904,280	
24	2,424,600	3,080,160	3,789,720	4,166,640	4,929,120	
25	2,442,960	3,101,760	3,801,600	4,181,760	4,952,880	
26	2,465,640	3,122,280	3,815,640	4,197,960	4,977,720	
27	2,486,160	3,142,800	3,828,600	4,213,080	5,004,720	
28	2,506,680	3,163,320	3,841,560	4,228,200	5,030,640	
29	2,527,200	3,183,840	3,854,520	4,243,320	5,057,640	
30	2,539,080	3,200,040	3,866,400	4,259,520	5,084,640	
31	2,550,960	3,216,240	3,878,280	4,275,720	5,111,640	
32	2,562,840	3,232,440	3,890,160	4,291,920	5,137,560	
33	2,577,960	3,248,640	3,902,040	4,308,120	5,162,400	
34	2,594,160	3,264,840	3,912,840	4,325,400	5,188,320	
35	2,610,360	3,281,040	3,923,640	4,342,680	5,214,240	

36	2,626,560	3,296,160	3,934,440	4,361,040	5,241,240
37	2,642,760	3,311,280	3,944,160	4,374,000	5,267,160
38	2,660,040	3,321,000	3,953,880	4,389,120	5,294,160
39	2,677,320	3,330,720	3,962,520	4,404,240	5,320,080
40	2,694,600	3,340,440	3,971,160	4,418,280	5,347,080
41	2,711,880	3,349,080	3,978,720	4,432,320	5,371,920
42	2,728,080	3,354,480	3,987,360	4,446,360	5,395,680
43	2,744,280	3,359,880	3,996,000	4,462,560	5,419,440
44	2,760,480	3,365,280	4,004,640	4,478,760	5,443,200
45	2,776,680	3,370,680	4,013,280	4,491,720	5,460,480
46	2,790,720	3,376,080	4,021,920	4,504,680	5,476,680
47	2,803,680	3,381,480	4,030,560	4,521,960	5,493,960
48	2,816,640	3,386,880	4,039,200	4,538,160	5,510,160
49	2,829,600	3,391,200	4,047,840	4,552,200	5,528,520
50	2,841,480	3,396,600	4,061,880	4,567,320	5,543,640
51	2,853,360	3,402,000	4,075,920	4,582,440	5,558,760
52	2,865,240	3,407,400	4,088,880	4,597,560	5,574,960
53	2,877,120	3,411,720	4,096,440	4,612,680	5,586,840
54	2,889,000	3,417,120	4,107,240	4,627,800	5,599,800
55	2,899,800	3,421,440	4,115,880	4,642,920	5,612,760
56	2,910,600	3,425,760	4,123,440	4,658,040	5,625,720
57	2,921,400	3,430,080	4,131,000	4,669,920	5,635,440
58	2,928,960	3,434,400	4,138,560	4,683,960	5,646,240
59	2,935,440	3,438,720	4,146,120	4,699,080	5,657,040
60	2,941,920	3,443,040	4,153,680	4,713,120	5,667,840
61	2,948,400	3,447,360	4,160,160	4,721,760	5,679,720
62	2,954,880	3,453,840	4,167,720	4,730,400	5,689,440
63	2,961,360	3,460,320	4,176,360	4,740,120	5,697,000
64	2,967,840	3,466,800	4,185,000	4,749,840	5,704,560
65	2,974,320	3,472,200	4,191,480	4,758,480	5,713,200
66	2,980,800	3,478,680	4,200,120	4,767,120	5,721,840
67	2,987,280	3,485,160	4,207,680	4,773,600	5,730,480
68	2,993,760	3,491,640	4,215,240	4,782,240	5,739,120
69	3,000,240	3,497,040	4,221,720	4,786,560	5,746,680
70	3,007,800	3,503,520	4,229,280	4,793,040	5,755,320
71	3,015,360	3,510,000	4,236,840	4,798,440	5,763,960
72	3,022,920	3,516,480	4,244,400	4,803,840	5,772,600
73	3,029,400	3,521,880	4,251,960	4,809,240	5,780,160
74	3,036,960	3,529,440	4,258,440		

75	3,044,520	3,537,000	4,264,920
76	3,052,080	3,544,560	4,272,480
77	3,058,560	3,552,120	4,280,040
78	3,066,120	3,559,680	4,285,440
79	3,073,680	3,567,240	4,291,920
80	3,080,160	3,574,800	4,298,400
81	3,086,640	3,582,360	4,303,800
82	3,094,200	3,591,000	4,310,280
83	3,101,760	3,598,560	4,316,760
84	3,108,240	3,605,040	4,322,160
85	3,114,720	3,610,440	4,327,560
86	3,122,280	3,615,840	4,332,960
87	3,129,840	3,620,160	4,338,360
88	3,136,320	3,624,480	4,345,920
89	3,142,800	3,627,720	4,350,240
90	3,150,360	3,633,120	
91	3,157,920	3,637,440	
92	3,164,400	3,641,760	
93	3,170,880	3,645,000	
94	3,178,440	3,649,320	
95	3,184,920	3,653,640	
96	3,191,400	3,657,960	
97	3,194,640	3,663,360	
98	3,201,120	3,668,760	
99	3,207,600	3,674,160	
100	3,213,000	3,679,560	
101	3,218,400	3,684,960	
102	3,222,720	3,690,360	
103	3,227,040	3,695,760	
104	3,231,360	3,701,160	
105	3,235,680	3,705,480	
106	3,241,080	3,709,800	
107	3,246,480	3,715,200	
108	3,249,720	3,719,520	
109	3,251,880	3,724,920	
110	3,256,200	3,729,240	
111	3,259,440	3,733,560	
112	3,261,600	3,737,880	
113	3,264,840	3,743,280	

114	3,268,080	3,747,600				
115	3,271,320	3,751,920				
116	3,274,560	3,756,240				
117	3,277,800	3,761,640				
118	3,281,040	3,765,960				
119	3,283,200	3,770,280				
120	3,286,440	3,774,600				
121	3,289,680	3,778,920				

別表第3 エンジニア職本給表

職務の 級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900	530,600
2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500	533,700
3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100	536,800
4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600	539,900
5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700	543,000
6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100	545,400
7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500	547,800
8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800	550,200
9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100	552,600
10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500	554,300
11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900	556,200
12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200	558,100
13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500	559,800
14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200	561,100
15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900	562,300
16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600	563,300
17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100	564,400
18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600	565,100
19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100	565,700
20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500	566,300
21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900	567,000
22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500	
23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100	
24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400	
25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600	
26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900	
27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400	
28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800	
29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300	
30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800	
31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300	
32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700	
33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000	

34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500

73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
74	281,200	326,800	394,300		
75	281,900	327,500	394,900		
76	282,600	328,200	395,600		
77	283,200	328,900	396,300		
78	283,900	329,600	396,800		
79	284,600	330,300	397,400		
80	285,200	331,000	398,000		
81	285,800	331,700	398,500		
82	286,500	332,500	399,100		
83	287,200	333,200	399,700		
84	287,800	333,800	400,200		
85	288,400	334,300	400,700		
86	289,100	334,800	401,200		
87	289,800	335,200	401,700		
88	290,400	335,600	402,400		
89	291,000	335,900	402,800		
90	291,700	336,400			
91	292,400	336,800			
92	293,000	337,200			
93	293,600	337,500			
94	294,300	337,900			
95	294,900	338,300			
96	295,500	338,700			
97	295,800	339,200			
98	296,400	339,700			
99	297,000	340,200			
100	297,500	340,700			
101	298,000	341,200			
102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700			
105	299,600	343,100			
106	300,100	343,500			
107	300,600	344,000			
108	300,900	344,400			
109	301,100	344,900			
110	301,500	345,300			
111	301,800	345,700			

112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				
119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				



別表第4 事務職役職区分表

区分	役職
一種	審議役、部門長
二種	上席室長（理事長が特に定める者に限る）、室長（理事長が特に定める者に限る）
三種	上席室長（理事長が特に定める者に限る）、室長（理事長が特に定める者に限る）
四種	上席室長（理事長が特に定める者に限る）、室長（理事長が定める者に限る）
五種	上席室長（二種から四種までに掲げる者以外の者）、室長（二種から四種までに掲げる者以外の者）

別表第5 管理職手当表

職務の級	区分	金額
10級	一種	139,300円
9級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8級	一種	116,900円
	二種	94,000円
	三種	82,200円
7級	二種	88,500円
	三種	77,400円
	四種	66,400円
6級	三種	72,700円
	四種	62,300円
	五種	51,900円
5級	四種	59,500円
	五種	49,600円
4級	四種	55,500円
	五種	46,300円

別表第5の2 職制基本額表

職務の級	金額
6級	88,000円
5級	77,600円
4級	67,200円
3級	60,900円
2級	39,000円

別表第6 研究職・エンジニア職役職区分表

区分	役職
幹部職	フェロー、マイスター、センター長、部門長、代表その他理事長がこれらの職と同等と認めた者
基幹職	副センター長、副部門長、分野長、プラットフォーム長、副代表、上席グループリーダー、上席ユニットリーダー、上席プラットフォーム長その他理事長がこれらの職と同等と認めた者
統括職	上席研究員、副プラットフォーム長、グループリーダー（データ創出・活用型磁性材料研究拠点に置かれるものを除く。）、ユニットリーダー、上席室長、室長、外部連携組織の長のうち理事長が定めた者その他理事長がこれらの職と同等と認めた者

## 備 考

- (1) この表中「センター長」とは、国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号。以下「組織規程」という。）第57条第1項に規定するセンター長をいう。
- (2) この表中「副センター長」とは、組織規程第58条第1項に規定する副センター長をいう。

別表第7 職制役職額表

区分	金額
幹部職	52,000円
基幹職	26,000円
統括職	13,000円